

令和3年12月9日（木曜日）

○出席議員（12名）

	議 長	中 川	達 君		7 番	生 田	勇 人 君
1 番	土 屋	克 之 君	8 番	恩 道	正 博 君		
2 番	西 尾	雄 次 君	9 番	北 川	悦 子 君		
3 番	米 田	一 香 君	10 番	夷 藤	満 君		
4 番	磯 貝	幸 博 君	11 番	清 水	文 雄 君		
6 番	七 田	満 男 君	12 番	南	守 雄 君		

○説明のため出席した者

町 長	川 口 克 則 君	総 務 部 税 務 課 長	神 農 孝 夫 君
教 育 長	久 下 恭 功 君	町 民 福 祉 部 長	福 島 誠 一 君
総 務 部 長	棚 田 進 君	町 民 福 祉 部 住 民 課 担 当 課 長	宮 崎 重 幸 君
町 民 福 祉 部 長	上 出 勝 浩 君	兼 環 境 管 理 室 長	山 田 卓 矢 君
兼 保 險 年 金 課 長	北 野 享 君	町 民 福 祉 部 保 險 年 金 課 担 当 課 長	北 正 樹 君
町 民 福 祉 部 担 当 部 長	錢 丸 弘 樹 君	兼 福 祉 課 担 当 課 長	奥 田 隆 幸 君
兼 子 育 て 支 援 課 長	松 井 賢 志 君	（ 保 健 セ ン タ ー 担 当 ）	都 市 整 備 部 長
都 市 整 備 部 長	高 橋 均 君	兼 企 画 課 長	兼 地 域 産 業 振 興 課 長
兼 北 部 開 発 推 進 室 長	堀 川 竜 一 君	都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 長	兼 都 市 整 備 部 地 域 産 業 振 興 課 担 当 課 長
都 市 整 備 部 担 当 部 長	高 道 三 春 君	兼 觀 光 振 興 室 長	兼 都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長
（ 企 画 ・ 地 域 産 業 振 興 担 当 ）	中 川 裕 一 君	兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐	兼 都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長 兼 北 部 開 発 推 進 室 長 補 佐
都 市 整 備 部 担 当 部 長	吉 田 真 理 子 君	兼 上 下 水 道 課 長	兼 都 市 整 備 部 上 下 水 道 課 長
（ 上 下 水 道 担 当 ）	宮 本 義 治 君	兼 會 計 管 理 者 長	兼 會 計 管 理 者 長
教 育 委 員 会 教 育 部 長 兼 学 校 教 育 課 長		兼 會 計 課 長	兼 教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長
兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長		兼 消 防 本 部 消 防 次 長	兼 消 防 本 部 消 防 次 長
消 防 本 部 消 防 長		兼 消 防 署 長	兼 消 防 署 長
総 務 部 総 務 課 長			
兼 内 灘 町 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長			
総 務 部 総 務 課 人 事 秘 書 担 当 課 長			
兼 教 育 委 員 会 教 育 部 文 化 ス ポ ー ツ 課 長			
兼 消 防 本 部 消 防 次 長			
兼 消 防 署 長			

○職務のため出席した事務局職員

事務局 局長 助田 有二 君 事務局 書記 小坂 しおり 君
事務局 参事兼次長 川端 誠 矢 君

○議事日程（第2号）

令和3年12月9日 午前10時開議

日程第1

議案一括上程

議案第64号 令和3年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から

議案第72号 道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についてまで

日程第2

町政一般質問

9番 北川 悦子
8番 恩道 正博
2番 西尾 雄次
11番 清水 文雄
4番 磯貝 幸博
3番 米田 一香



午前10時01分開議

○開 議

○議長【中川達君】 皆さん、おはようございます。

傍聴の皆様には、早朝より本会議場にお越しをいただき、誠にご苦勞さまでございます。

議員各位におかれましては、体調管理に十分留意され、審議に精勵をされますようお願いを申し上げます。

本日は、町政に対する一般質問を行います。

本会議場では、携帯電話を鳴らすことのないようご協力をお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、議員が質問している間は、静肅にしてください、立ち歩いたり退席しないようお願いを申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用にご協力をお願いいたしま

す。

ただいまの出席議員は、12名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○諸般の報告

○議長【中川達君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、7日の会議に配付の説明員一覧表のとおりであります。



○議案一括上程

○議長【中川達君】 日程第1、議案第64号令和3年度内灘町一般会計補正予算（第3号）から議案第72号道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定についてまでの9議案を一括して議題といたします。



○質疑の省略

○議長【中川達君】 各議案に対する提案理由

次の質問に移ります。

1 番目の質問のほうです。小中学校の学級編制、就学援助、生理の貧困についてお尋ねしたいと思います。

政府は2021年2月2日、公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とする義務教育標準法改正案を40年ぶりに閣議決定をしています。2021年度、今年度は、小1のみ35人だったのを小2も35人とし、その後、学年ごとに順次引下げ、25年度に全学年を35人とする事になりました。

内灘町は、きめ細やかな教育を目指して、既に小1、小2は今まで30人以下学級の実施を目指してきました。教師不足の理由から、最近では30人以上になっている学校も出てきていますが、現在、1、2年生は35人以下学級となっています。

今年度を見てみますと、向栗崎小学校の5年生が1クラス40人となっていて、保護者の方たちからも、「40人以下学級とはいえ、他の同学年の学校と比較して学級編制人数が多過ぎる」との声を聞いています。

22年度は、3年生まで35人以下学級になるのでしょうか。来年度の小中学校の学級編制の予定はどのようになっていますか。35人学級に向けて、来年度の方針をお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 文部科学省における学級編制の標準の更新、引下げにより、令和4年度は、小学1年生から3年生が35人以下学級、加えて、県教育委員会における学級担任の加配により、小学校4年生及び中学1年生が35人以下となります。

一方、小学校5年、6年生及び中学2年、3年生が40人以下学級のまま据置きとなる予定でございます。

今ほどの北川議員がご心配されています向栗崎小学校5年生につきましては、9月1日

付で1人転入がありました。現在41名が在籍しており、来年度の6年生は2クラスの学級編制になる予定でございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 学校によって本当に、学級編制の人数が20人台であったり30人超えていたりとか、向栗崎小学校、今年度のように40人ぎりぎりというようなことで随分差があって、やはり5、6年生になるとどうしても人間関係が、勉強のほう、学習のほうだけでなく心のほうが非常にアンバランスになってきて、きめ細やかな先生方の見る目が大変大事になってくるかなというところがすごく懸念されています。

今お聞きすると、40人が1人増えて2クラスになると。どうかこのまま転出がないよにということで、もし転出があった場合も、幾ら県のほうからというようなことで基本は決まっていますが、一番大事な6年生という時期になりますので、何とか2クラスになるように久下教育長のご努力をお願いしたいと思いますが、答弁をよろしくお願いします。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 私の努力ということ、加配要求を県のほうにお願いをすると。そのように人数が多い場合ですけれども、少人数加配ということで、教科によって2つに分けて授業するというようなことも算数などでは以前からもやっておりますし、必要な教科についてはそのような対応をしたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 どうか、内灘町が目指してきたきめ細やかな教育ができるように、よろしくをお願いしたいと思います。

次に、現在、就学援助の保護者への周知についてお尋ねしたいと思います。

就学援助制度を知らなかった方が多くいて、かつての話なんです、入学説明会にもしてほしいとお願いをしてきました。入学説明会ときに説明がなされるようになっていたかと思いますが、現在はしていないということで、アンケートを見ましたらしていないというふうになっていましたが、入学前準備金などを考えるとどのようになさっているのか。

また、入学説明会や、金沢がしているように、年度当初に学校から全保護者へ申請書等を配布するなど、独りで子育てに悩むことのないように、また対象となる方が漏れることがないように、これ全て申請制度なので、やはり知らなかったり分からなかったりという方がいないように周知を徹底してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 毎年4月に、全児童生徒に詳細な要項及び申請書を配布し、周知を図っております。

また、毎年2月号の広報にも就学援助制度について掲載をしております。

今後も保護者へ制度の周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 申請書等お配りになっているということでしたが、入学説明会ときにも、やはり初めての、小学校へ入学することで保護者の方もどきどきしていらっしゃる方もいますが、説明会ときにも説明、こういう制度があるんですよということをぜひ説明してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 毎年のことなので、学年進行で子供たち、親御さんは何回も何回もそういう説明は聞いていくわけですがけれど

も、入学者につきましては、秋の段階で健診を行います。そのときに学校長からそのような話が全部に行われるということを徹底したいと思っております。学校、しているところとしてないところとあるようなことも聞いておりますので、秋の時点でも周知をしたい。

また、新入生の親御さんに向けては、その手続をする書類を出すという段階からその要項等を、説明をきちっとして漏れないようにと思っております。

また、もしそれが入学してから該当に当たるといことが分かりましたら、遡って支給もさせていただいておりますので、手厚くできるようにこれからも努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 ぜひ、秋の健康診断のときにも全校徹底してほしいと思います。よろしく願いいたします。

次に、就学援助の給付の学校給食費について、今年度は80%に引上げとなり、大変皆さんも喜んでいるかと思っております。

ですが、既に15の自治体は全額助成となっております。100%助成に向けあと一歩ということころなんです、ぜひ100%助成ということでも一歩踏み出していただけないかと思っております、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 就学援助給付の対象内容を見ますと、多くの自治体では、高額な負担となる卒業アルバム代や、小学校5、6年生の宿泊体験学習費の助成は行っておりません。内灘町では、保護者の負担軽減を図るため、就学援助として助成をしておるところでございます。

学校給食の全額助成につきましては、現在のところ実施する考えはございません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 アルバム代や体験学習費等、他の市町村と比べたら、ないようなところも助成を行っているということですが、ぜひまた給食費もプラスして入れていただくと「内灘町っていいところね」ということになりますので、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

コロナ禍にあって、生理の貧困が社会的問題になってきています。テレビでの報道も、皆さんも気づくことが多いかなというふうに思いますが、多く報道されてきています。

今までタブー視されてきたところもあったのでしょうか。私たちの頃には、職種によりますが、女性の職場で生理休暇を取得することというのは一つの闘いでもありました。

今、中学校で生理についてのアンケートなどは取ったことがあるのでしょうか。生理痛に苦しむ生徒もいるのではないのでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 アンケートを取ったかということですがけれども、生理に関する指導につきましては、保健体育の教科の中であったり、養護教諭が相談相手としてそういう子供たちの様子を見る中で指導しております。

アンケートをきちっと取ってるかどうかについては、ちょっと詳細は今のところ分かりませんので、調べさせていただきます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 この問題はすごく個人差がありまして、何でもない子もいれば、本当にひどくて休みたいと、だけれども学校を休むわけにいかないとすごい苦痛を感じている子もいるんじゃないかというふうに思います。一度その辺も、学校の実態がどうなっているか、ほかのアンケートを取る中で一つそうい

う項目を設けていただけたらなというふうに思います。

あと、学校のトイレに生理用品を置く学校が増えてきています。前回は、6月議会でしたか、質問させていただきましたが、衛生上よくないということではねられてしまいましたけれども。

最近の新聞報道によりますと、宮崎県の全県立学校に生理用品を配備して、原則として女子トイレの個室に12月上旬、今月ごとに配備開始するとありました。羽咋でも同じように、夏頃でしたか、試験的に置いてその後アンケートを、どれぐらい使われたか集計されているかと思います。

やはりいろんな市町村の実態を見られて、生理用品というのは個別包装になっているので、衛生的によくないというより、生徒たちも含めて工夫をすれば幾らでも個室のトイレに置くことができると思いますので、試験的にもまずやってみてほしいと思いますが、どうでしょうか。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 小中学校において、中学校が対象としては多くなると思うんですけど、生理用ナプキンを保健室で配布することにより、必要とする児童生徒数の把握や生理の貧困が起きていないかの確認も可能となっております。

また、配布の際に、養護教諭が生理に関する助言、指導を行うなどきめ細やかな対応ができるため、今後も保健室で配布することとし、トイレへの配置は考えておりません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 貧困についてが把握できるとか、生理のことについていろいろこの機会に伺うことができるということですが、取りに来た生徒のみにそういうことを言うのではなく、これは全体の、これから生徒たちが

ずっと生きていくために大事なことなので、生理についてしっかりと把握して自分の体を守っていくというのは大事なことなので、きちっと学習の場において全生徒にこういうことは徹底してほしいなど、男の子たちにも理解してほしいなどというふうに思います。

なかなか、欲しいと思っても、取りに行かれる子ととても取りに行かれない子という子がいるかと思います。そういう点も考えると、やはりトイレに置いてあれば、ちょっと行こうと思ったときに生理用品も持っていかなきゃならないというような不便さをなくすことができるかと思いますので、ぜひ考えてほしいなどと思います。

今、コロナ禍でトイレの中で、済ませた後、手洗いた後、タオルを持って行って手を拭かないと駄目という、手を乾かすところが、今コロナ禍で禁止されていますけれども、そういう不便さと同じように、ちょっと問題は違いますが、本当に個室に置いていただけると生徒たちはどんなに助かるかなというふうに私自身思いますので、ぜひ養護教諭の方とも話し合いをしていただいて再検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長【中川達君】 久下教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 養護教諭、中学校の先生等から聞き取りをしたところ、どんな生徒が配布を求めているのか、配布というか。持ってくることを忘れた生徒、急に生理になって準備してこなかったというお子さんであるということ。また、生活困窮から、家に生理用ナプキンの準備がないと、買ってもらえないという、そのような児童生徒は確認できてはいないということでもあります。

本来、この女子の生理に関する問題というのは、1つ目はやっぱりお母さんがきちっと指導していくことも大事だし、学校としてもこれから、今までもそうですけれども、そういう生理に対するきちっとした指導はしていく

べきだというふうに考えております。

今ほどの件につきましてももう一度、また養護の先生はじめ、少し相談もさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 ぜひ検討していただきたいと思います。

養護教諭の方か先生方だけで話をするのではなく、生徒会がありますので、そこでやはり生徒たちの意見も聞いていただきたいと思います。どんなことが起きているのか、トイレに置くことによってとても助かるという生徒がいるのかいないのか、試験的に、じゃ、やってみようとか、そういうふうに一步前進していただけたらなというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

特別障害者手当受給についての周知についてお尋ねします。

要介護4、5で障害者手帳を持っていなくても特別障害者手当対象になります。自宅で介護をしていて、いろんな要件があるんですが、その要件に適合すれば、特別障害者手当2万7,500円ですか1か月、というような大きなお金が支給されることになり、介護を自宅でしていられる方またはショートステイにいられる方も対象になるというふうに聞いていますので、とても助かります。

ですので、ぜひ周知をどのようにしていられるかということと、障害者控除のときにお願したように、対象者には申請書を送付していただきたいなどというふうにと思いますが、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 上出勝浩町民福祉部長兼保険年金課長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】

ご質問にお答えいたします。

特別障害者手当制度につきましては、現在、

広報などによる周知を行っておりますが、今後につきましては、要介護認定の案内時やケアマネジャーなどを通じてきめ細やかな周知を図ってまいりたいと考えております。

申請書の件につきましては、今ほど申し上げたように、申請書の際にはではなくて、案内時またはケアマネジャーを通じてきめ細やかな周知を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 町民にとっては、税金とか取られるものは何も申請しなくてもさっさと取られるんですが、一番不満に思うのは、いろんないい制度があっても、申請をしないと知らなかったということで通り過ぎてしまうと。こんないい制度があったら教えてほしかったという声をお聞きしますので、ぜひそういう対象者の方には一声かけていただくというようなことが大事かと、申請書も手渡しますということでお願いしたいと思えます。

といいますのも、この前、社会保障のキャラバンというのを毎年やっていますが、アンケートを取ったときに、内灘町は4級、5級の方いらっしゃると思うんですが、本当にこの手当を申請していらっしゃる方一人もいなかったように、ゼロになってたように思います。ほかの市町村は結構な数の人数が上がってましたので、これは知らないんだと。広報でお知らせしたので大丈夫というんじゃないかと、なかなか介護で疲れていたりすると、広報までじっくりと見てこんなものというようなところまで行きませんので、ぜひこの点をお願いしたいと思えます。

次の質問、長寿祝券についてお尋ねしたいと思えます。

平成29年、最近なんですが見直しがあり、平成30年4月1日から施行されている長寿祝券は現在、満75歳には5,000円分の内灘町コミュニティバス回数券、88歳には3万円の商工会

が発行する商品券、100歳には5万円の祝い金と商工会発行の商品券5万円分が支給されています。

本当にまだ日がたっていないんですが、多くの人から長寿祝券支給についての声が届いています。特に75歳のコミュニティバスの回数券は、使用する方は大変重宝すると思えます。ですけれども、まだ車を離すには早いと考えている方が多いと思えます。この現状から見ると、商品券、ほのぼの湯の回数券、何でも使える一番重宝な祝い金に見直す考えはないか、お尋ねします。

あわせて、100歳にもなると、1人で好きに買物するのも困難な方がほとんどではないでしょうか。やはり長寿祝券支給は全て祝い金に、100歳になったら祝い金にすれば、現金であればすぐ孫や子供たちに分けたりできるので、内灘町だけじゃなくてどこでも使用できる祝い金にするというようなことなど、本当に喜ばれる、せっかく頑張って生きてこられた方たちをお祝いするという意味からも、喜ばれるものというふうに一度検討していただけないか、お尋ねしたいと思えます。

○議長【中川達君】 上出町民部長。

【町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇】

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】
ご質問にお答えいたします。

長寿お祝い制度につきましては、75歳のコミュニティバスの件につきましては、高齢者の外出機会を増やしていただくことにより介護予防や健康寿命の延伸につながるよう、平成30年度から満75歳への長寿祝券としてコミュニティバス回数券をお贈りしているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、高齢者の中にはコミュニティバスを利用しないと行った方も、そういったご意見も実際聞いておるところであります。

また、決算特別委員会からもこの件についてご指摘をいただいておりますので、現

在、制度の見直しについて検討を進めているところであります。

また、100歳の祝券、祝い金のことにつきましては、現在のところ変更する考えはございませんので。

答弁のほうは以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 検討していきたいということで、ぜひ喜ばれるものになるようお願いしたいと思ひます。75歳といひましてもまだまだ、今、人生100歳時代と言われるように元気です。この回数券で外出の機会をと、本当にうれしい方もいらっしゃると思ひます。ぜひお願いをしたいと思います。

次に、内灘駅前バス停から浅電への点字ブロックについてお尋ねしたいと思います。

困っている人を見かけ案内したとか、また駅員さんが案内しているのを見かけたとか、そういうような声を伺っています。点字ブロックという助けがあればよいのではという話がありました。

誰もが安心して暮らすことができるように、声かけや道具を使って暮らしやすくすることは必要だと思ひます。駅前の点字ブロック設置についてどのようなお考えをお持ちか、お尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 銭丸弘樹都市整備部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 銭丸弘樹君 登壇〕

○都市整備部長兼北部開発推進室長【銭丸弘樹君】 ご質問にお答えいたします。

内灘駅前の歩行者通路の点字ブロックにつきましては、現状確認の上、設置に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 ぜひ誰もが、障害があってもなくても安心して暮らせるまちにするために、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

最後の質問に移ります。

環境整備について、2点お尋ねしたいと思います。

まずは、松枯れについてです。

毎年目立っております。早く伐採しないと松枯れがうつってしまい、経費もかさむことになる。また、落ち葉の悩みとともに、町民の皆さんから心配の声をお聞きしています。

現在把握している松枯れの本数と、伐採の現状と計画をお尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 銭丸部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 銭丸弘樹君 登壇〕

○都市整備部長兼北部開発推進室長【銭丸弘樹君】 ご質問にお答えいたします。

今年度、松枯れによる伐採は46本実施しております。

現在、公園で約60本、林帯で約40本の松枯れを把握しており、今年度中の伐採を予定しております。

なお、今後の計画でございますが、林帯では、県の林業費補助金を活用した松食い虫防除の樹幹注入業務を既に発注しており、速やかに実施してまいります。

また、公園では、松食い虫に抵抗性の高い松苗などの補植を年度内に行うなど計画があり、引き続き、適正な樹木管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 防風林として大切な役目を果たしている松の木ですが、本当にいつも毎年のように松枯れが気になっています。そういう意味でも今、松くい虫の除去に向けているんじゃないものが出てきているということなので、ぜひ松枯れになる前に何とか除去できたらなというふうに思っていますので、大変ですが、よろしくお尋ねしたいと思います。

最後に、中国庭園についてお尋ねします。

あまり皆さんに知られていないところかとは思いますが、役場の上の中国庭園、ここに池があるわけですが、高専さんが昔、ちょっとこ

この池をきれいにしようという実験などをされたように覚えているのですが、ここの池を、せつかく周りが紅葉したり桜等できれいな時期に池を見ると汚いというようなことのないように、やはり池もきれいに管理をしていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長【中川達君】 銭丸部長。

〔都市整備部長兼北部開発推進室長 銭丸弘樹君 登壇〕

○都市整備部長兼北部開発推進室長【銭丸弘樹君】 ご質問にお答えいたします。

学園緑地にあります中国庭園の管理につきましては、今年度、除草や芝管理のほか、池周りの樹木剪定を行っているところであります。

議員ご質問の池の管理につきましては、適宜、水の入替えや清掃などを行い、引き続き、適正な管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 北川議員。

○9番【北川悦子君】 とてもいい場所だと思いますので、ぜひ池も同時に、きれいな水になるように管理をしていっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長【中川達君】 8番、恩道正博議員。

〔8番 恩道正博君 登壇〕

○8番【恩道正博君】 おはようございます。議席8番、恩道正博です。令和3年12月会議に質問の機会をいただきましたので、通告に従いまして一問一答方式で質問を行います。

質問は大きく3つございます。1項目めは学校給食共同調理場の新築、改修及び災害時の学校給食実施体制の構築について、2項目めは災害時の給水確保について、3項目めは行政のデジタル化の課題について、以上3項目について質問をさせていただきます。

まず、学校給食共同調理場の新築、改修について。

9月会議の一般質問で北川議員から、学校給食共同調理場における夏場の暑さ対策につ

いての質問に対しまして、調理員の作業環境の改善として、令和2年度から、氷による冷感ベストを着用し、暑さ対策を行っている。また、日頃から休憩や水分を小まめに補給する対策を取り、職員の体調管理に万全を期したいとの答弁でありました。

国が平成21年4月に定めた学校給食衛生管理基準では、調理場の床は乾式いわゆるドライシステムを導入するよう努め、調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つよう努めること。また、調理室及び食品の保管室などの温湿度を適切に保ち、毎日記録することとなっております。

文部科学省は令和2年9月に、全国の公立学校施設の給食調理場の状況について、調査したその結果を公表しております。結果では、給食調理場の乾式導入率は、単独調理場1万218施設のうち31.9%、共同調理場3,333施設のうち52.7%でした。また、給食調理場の調理室等の冷房を備えた空調設備設置率については、単独調理場で66.5%、共同調理場で77.3%でした。

内灘町の学校給食共同調理場は、床は乾式ですが、調理室に冷房を備えた空調設備が設置されておられません。石川県内においても、内灘町だけが調理室にその空調設備が設置されておられません。金沢市は、学校給食共同調理場13施設のうち7施設の調理室に冷房を備えた空調設備が設置されております。

厚生労働省や石川労働局は、職場での熱中症予防対策で「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」を5月から9月にかけて展開しております。その中で、換気または冷房設備やミストシャワーの設置によりWBGT値を下げる方法の検討や、冷房を備えた休憩所を確保することとあります。

冷房を伴う空調設備が設置されていない共同調理場の調理室は、夏場はもちろんのこと、揚げ物や焼き物、煮物などの加熱調理の献立の際には室内温度が大変に高くなり、苛酷な

環境の中で調理員の方が働いていると伺っております。

学校給食共同調理場は、昭和58年の建設で耐震基準は満たしている建物ですが、築40年近くになり、老朽化した厨房設備などの更新を毎年実施しております。

平成29年に策定された内灘町公共施設等総合管理計画では、学校給食共同調理場は老朽化が進んでおり、また施設内の設備も旧式化しているため、今後、修繕・更新工事を実施する必要が生じると考えられる。児童生徒に提供する給食を調理する施設という性格上、今後の修繕・更新工事の際には、特に衛生面に留意した更新等の内容を検討していくとうたっております。

学校給食共同調理場は、内灘町の大切な子供たちへの安全・安心の給食を提供する施設であります。調理場の高温多湿は季節を問わず細菌の増殖を容易にするため、作業中に発生する熱や湿気をできるだけ速やかに排除する空調設備が必要であります。このことが、食中毒などの予防はもちろん、調理員の苛酷な職場環境の改善に大いにつながることになります。

さきにも述べたように、国が定めた学校給食衛生管理基準である換気を行い、温度25度以下、湿度80%以下に保つためにも、調理場いわゆる調理室に換気設備やエアコン等を備えた空調設備の導入が必要であります。

平成30年度の決算特別委員会の指摘事項でも、学校給食共同調理場の改修や建て替えについての検討をすべきとあります。

以上のことを踏まえまして、学校給食共同調理場の新築もしくは改修について、町はどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長【中川達君】 堀川竜一教育部長兼学校教育課長。

(教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇)

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいた

します。

学校給食共同調理場は、昭和58年建設で耐震基準を満たしている建物であり、築38年を迎えますが、必要に応じ、厨房設備などの更新を実施しております。

現在の調理場では構造上、学校給食衛生管理基準に沿った、議員ご指摘のドライシステム化や空調の設置につきましては現状では難しく、施設全体の更新が課題であると捉えております。

調理場の建て替えにつきましては、小学校の大規模改修があと2校控えておまして、町の全体的な計画において、令和12年度の建設を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 ただいまの答弁では令和12年でしたね。今年は令和3年。まだまだ。その計画は確かに町の、今答弁された小学校ですか、大規模改修は控えておると思うんですけれども、やはりその基になる学校給食の、大切な子供たちの給食の提供場所でありますから、ぜひともこれを、今、確かに財政とかいろんなことがありましようけれども、これはもっと早く進めるべきだと思いますけれども、再度答弁をお願いいたします。

○議長【中川達君】 堀川課長。

(教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇)

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 繰り返しの答弁となりますけれども、小学校の大規模改修があと2校控えておまして、令和5、6年に向栗崎小学校、令和8、9年に清湖小学校という大規模改修が控えております。

町の全体的な計画では令和12年度の建設を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 答弁は変わらないようなので。

取りあえずその調理室にとにかく、大規模改修は分かるんですけども、差し当たってやっぱり調理室を少しでも、働く調理員の方々、もう一つは今言ったいわゆる温度、湿度の排除のためには、せめて換気設備なりを早急に設置するべきだと思います。

今おっしゃった、逆に言うたら、令和12年度、今3年ですからまだ9年もあるわけですよ。そういった中で、今の条件の中でずっとやっていきなさいということですか。答弁を求めます。

○議長【中川達君】 堀川課長。

[教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇]

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、現在の調理場では構造上、空調の設置につきましてはなかなか難しいという状況でございます。先ほども申し上げたとおり、施設全体の更新というのが必須となっております。

以上のことから、建て替え、12年度をめどにということで、同じ答えになりますが、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長【中川達君】 川口町長。

[町長 川口克則君 登壇]

○町長【川口克則君】 恩道議員の再質問にお答えいたします。

今現在の計画では、先ほど12年度建設という答弁をいたしました。この予定といたしましたら、令和10年に調査設計をしてから、翌年の令和11年に実施設計、そして12年に建設という計画であります。また前倒しできるようにしたら努めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いたします。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 町長の答弁でもありましたとおり、文科省なり国の財源も含めまして、ぜひとも一年でも早くこの大規模改修に

進まれるよう願っております。また機会がありましたらご質問をいたします。

それでは、次に移ります。

災害時における学校給食実施体制について。

文部科学省は、最近の地震や台風などの自然災害により、学校給食の実施が困難となる事態が発生したことを受け、各自治体に対し、災害時における学校給食実施体制の調査を実施し、その先行事例を本年、今年ですが3月に公表しております。

被災後、学校における平常日課を実施する上で給食の提供が課題の一つであり、学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持促進を図るとともに、学校生活を豊かにし、被災後の児童生徒が日常の学校生活を取り戻す一助にもなります。このことから、文部科学省が各自治体に対し、災害時における学校給食実施体制の構築についての調査を実施したものです。

調査結果によると、災害での不測の事態に対して備えた学校給食施設の防災対策や学校給食再開までのバックアップ体制構築など、学校給食実施体制の整備をしている自治体の割合は33.4%で、66.3%の自治体は災害などの不測の事態に向けて対応していないことが分かりました。

また、40.8%の自治体が、これまでに給食施設や給食提供に影響がある被災経験があり、また、被災した自治体が事前に取り組んでよかった項目の中で、1つにはガイドライン、マニュアルの策定、2つ目には備蓄品、消耗品の確保、3番目には施設設備の整備、その他に近隣市町、県内広域での連携の取決め、民間企業との協力協定も挙げられております。

先行自治体11の中で、北陸では、福井県福井市が平成27年度に学校給食に関する事業継続計画業務実施マニュアルを作成し、令和元年度に災害時に炊き出しマニュアルを作成し、調理員の研修や訓練を行っております。

そこで、災害時に備えた内灘町の学校給食

実施体制の構築の取組状況についてお伺いをいたします。

○議長【中川達君】 堀川教育課長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 ご質問にお答えいたします。

災害に備えました学校給食実施体制の構築の取組状況につきましては、他県の事例では、近隣自治体との災害発生時の小中学校給食相互支援協定や、民間企業との食材などの供給協定を締結した例もございます。

県内におきましては、ガイドライン、マニュアルなどの作成を実施している自治体は、現在のところございません。

議員ご指摘の災害時などの不測の事態に向けた対応につきましては大変重要であると認識しており、今後、災害時における学校給食実施体制について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 今ほどの答弁で調査研究とありますけれども、今ほど先行自治体も含めて11の事例等がありますので、これは研究じゃなくて、もう早急な、マニュアルなりを策定し、災害時というか、いろんな条件に含めたときにやっぱり備えるべきだと思うので、その調査研究じゃなくて、もう早急にいつ幾日までにやるという、そんな決意でなかったら駄目ですよ。何か期日を切ってくださいよ。

○議長【中川達君】 堀川教育課長。

〔教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長 堀川竜一君 登壇〕

○教育部長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長【堀川竜一君】 お答えいたします。

先ほどのお答えと同じようになるのでございますけれども、不測の事態に備えた対応につきましては大変重要であると認識しております。学校給食の実施体制については、早急に研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 それでは、次の質問に移ります。

災害時の給水確保についてお伺いをいたします。

この災害時の給水確保について、これまでの経緯を見ますと、町の重要な水源でありました鶴ヶ丘浄水場の井戸が平成14年に、向陽台浄水場の井戸が平成22年に、水質的に水道水として適用できなくなり休止をしました。その対応策として、県水受水のほかに、金沢市と災害協定を締結し、平成20年1月から金沢市水を受水し、町の水道水を確保して現在に至っております。

この間、災害時を含む自己水の確保に向け、地下水の浄化方法に生物接触ろ過施設を取り入れている奈良県大和郡山市の浄水場をはじめとする先進地の視察研修をしてきております。

その研修を生かして、平成20年から21年にかけて鶴ヶ丘浄水場において、4社のプラントによる生物接触ろ過等の実証実験を行ってきました。その水質分析の結果、水質はクリアしたが色度が除去できず、その浄化対策には、新たにRO膜を取り入れた除去設備が必要となり、その施設及び維持管理費が大きく、経営的に難しいと報告をされております。

また、上下水道課から平成29年10月に、総務産業建設常任委員会に北部地区を自己水いわゆる地下水により供給した場合の概算事業費8億6,300万円が報告されております。

令和元年9月にも同委員会に、自己水源確保に向けた調査結果として、その内容は、試験井戸を基にし、浄水処理の概算事業費5億7,000万円、年間維持管理費1,200万円、その結果、浄水単価が119円となり、県水の99円より高くなる結果の報告がされました。

いずれも、経営的に大変に困難ではないかとのことで、今後も調査検討を行っていくと

報告をされております。

令和2年度の決算特別委員会の指摘でもありますとおり、災害時のライフラインを守るための自己水源確保などについて検討すべきとあり、災害時に必要とされる給水確保に向け、応援協定を金沢市以外にも広げる、広域連携で自己水源を保有する方策を早急に検討すべきとの指摘事項に対して、町の対応は、災害時の給水確保のため、かほく市大崎地区での水道管の連結についてかほく市と協議を始めるとあります。

本年3月会議におきましても、西尾議員から一般質問で、大地震に襲われ内灘橋に架かっている水道管が送水不能になった場合、北部地区の非常事態に備えた施策について質問をされております。町は、室地区で隣接するかほく市との水道管連結について協議を行っていくと答弁をされております。

令和2年度決算委員会の指摘事項の対応も含めて、かほく市との協議の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長【中川達君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

かほく市との水道管の連結につきましては、令和4年度からの事業化に向けた協議を現在行っております。

令和4年度は、調査・基本計画を策定し、災害時の相互給水に関する協定締結などに向けた準備を進め、令和5年度に、実施設計及び連結管の接続工事を行う予定をしております。

また、かほく市との水道管の連結とは別に、町として北部地区に、耐震性のある貯水槽の設置についても今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 ただいまの答弁では令和4年度から事業化するというので、もう

方向性が決まっているということで、ぜひとも早急に実施されますようよろしくお願いをいたします。

次に、行政のデジタル化の課題について。

総務省は、自治体のデジタル化を進めるために、昨年12月にデジタルトランスフォーメーション計画いわゆるDX計画を策定し、今年5月にデジタル社会形成基本法をはじめとする改革関連の6法案が成立しております。

この法案は、自治体のシステム統一やマイナンバーカードの活用でデジタル化を進め、2025年度までに業務システムの統一仕様書を義務づけております。また、今年7月に入り、自治体DX推進手順書を公表しております。

内灘町も令和3年10月の総務産業建設常任委員会に、内灘町DX推進計画について主に6項目の内容、推進委員会委員及びスーパーシティ構想についての概要、事業者公募、国への応募等が報告をされております。

デジタル技術は、人類が生み出した最新の技術であります。自治体もこの技術を有効に活用して、住民の福祉の増進と利便性の向上や業務の効率化で行政サービスの向上につながるよう求められております。

国が進める自治体のデジタル化が行政の現場にもたらす課題についてお伺いをしたいと思います。

まず1番目に、サイバーセキュリティの対策について。

これは、アメリカ最大の石油パイプライン「コロニアル・パイプライン」が、ランサムウェアいわゆる身の代金ウイルスによるサイバー攻撃に遭い、5日間にわたり操業停止となる事件がありました。今回は身の代金を要求するものであります。

このように、ハッキングで個人情報や不正に取得し、身の代金を要求することが考えられますが、その対策についてどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長【中川達君】 棚田進総務部長。

〔総務部長 棚田進君 登壇〕

○総務部長【棚田進君】 ご質問のサイバーセキュリティ対策についてお答えいたします。

町の情報は、国のセキュリティ強化の方針を踏まえまして、サイバー攻撃や不正アクセス防止対策として、県と19市町の共同での石川県情報セキュリティクラウドを介して庁舎内のネットワークに接続しております。

さらに、町独自でファイアウォールやウイルス対策ソフトなどを導入しており、個人情報などの流出には細心の注意を払い、二重三重の対策を講じております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 国のセキュリティも含めて、県と19市町でセキュリティの対策を行うということでもあります。

それでは次に、職員のセキュリティ意識の向上について。

今後、デジタル化で取り扱うデータが大幅に増えると思われませんが、職員のセキュリティ意識の向上に向けた対策についてお伺いをいたします。

○議長【中川達君】 棚田部長。

〔総務部長 棚田進君 登壇〕

○総務部長【棚田進君】 今ほどのご質問にお答えいたします。

職員の情報セキュリティ意識の向上でございますが、毎年、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施しております。

また、情報担当職員につきましては、国立研究開発法人情報通信研究機構が主催するサイバー攻撃発生時や不審なメールの受信時対応訓練演習に参加もしております。

日々進化するセキュリティ対策のための研修機会を今まで以上に増やすなど、引き続き、職員の情報セキュリティ意識の向上に努めてまいります。

以上です。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 ぜひとも、意識の向上に向けた研修会等をよろしく願いをいたします。

それでは次に、3番目として、自治体の窓口業務は、住民を最善の行政のサービスにつなぐ役割があります。デジタル化を進めることで、スマートフォンで届出などのオンライン化が可能となりますが、デジタルになじみのない方や使い方が分からない方々に対する対策がなければ、デジタル技術を利用する人とならない人で行政サービスに格差が生じることが考えられます。

デジタル化で全ての窓口をオンライン化するのではなく、対面窓口も含めた住民のセーフティネット機能につながる、アクセスしやすい窓口が必要と考えます。今後どのように取り組んでいくのかをお伺いいたします。

○議長【中川達君】 松井賢志都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 今ほどのご質問にお答えいたします。

町におきましては、現在策定を進めております内灘町DX推進計画の中で、デジタル技術を利用できない人に対するきめ細やかなデジタル活用の支援を掲げております。

また、行政のデジタル化に伴う業務の効率化によって、役場職員のマンパワーをより複雑で多様な業務に注力することができると考えております。

したがって、対面窓口につきましては今後も継続し、より質の高い住民サービスの提供を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 恩道議員。

○8番【恩道正博君】 デジタル化にぜひとも町のいわゆる福祉の増進や利便性の向上に、ぜひとも今まで以上に取り入れていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長【中川達君】 2番、西尾雄次議員。

〔2番 西尾雄次君 登壇〕

○2番【西尾雄次君】 議席番号2番、立憲民主党の西尾雄次です。

令和3年12月会議において、一般質問の機会をいただきましたので、町政において当面する諸課題の中から2点の問題について、一問一答方式で質問を行います。

今般、私が行います質問の第1点目は、川口町政10年目を前に、この間、町長が公約し、未完となっている諸事業の進捗状況を問うであります。そして第2点目の質問は、デジタル・シティズンシップ教育の推進をであります。これら2点の質問を順次行うものであります。

それでは、質問の第1点目である、川口町政10年目を前に、この間、町長が公約し、未完となっている諸事業の進捗状況を問うとの質問に入ります。

川口町長は、2013年（平成25年）の2月に町政を担当してほぼ9年を経過し、年が明けた来年の2月にはその10年目がスタートするわけであります。

物事は、よく10年を一くくりとして見る習慣があります。例えば来年、2022年1月には、内灘町が町制を施行して60年目を迎えるわけでございます。内灘町が町制を施行したのは昭和37年（1962年）でありました。それから60年を経た令和4年（2022年）には、内灘町はまさに還暦を迎えるのであります。

明治憲法の下、新たな町村制の施行により1889年（明治22年）に誕生した内灘村は、1962年（昭和37年）には、さらなる発展の可能性と希望に満ちた内灘町へと町制を施行し、以来、節目としての10年ごとに確かな歩みを歴史に刻みながら60年の星霜をけみしてまいりました。

内灘町が還暦を迎える、まさにその節目の年に当たり、川口町政もまた、10年一くくりの視点に立つならば、町政を担当して10年目の締めくくりとなる年のスタート地点に立つわ

けであります。

本日、この一般質問におきましては、町制施行50周年から来年1月の町制施行60周年までの10年間と、ほぼ重なるように歩みを進めてきた川口町政のその9年間における施策の進捗状況についてお尋ねをするものであります。

川口町長は1期目、2期目、3期目と、これまで三度の町長選挙の度ごとにリーフレットを町民に向けて配布してまいりました。今般、川口町政の施策の成果と幾つかの課題についてただしたいと思えます。

ただ、三度の町長選挙ごとに配られたリーフレットには数多くの施策が公約として掲げられております。しかし、それらを全て余すところなく網羅してこの場で問いただすことは時間的にも到底不可能であることから、これらの資料に掲げられている中から2つの選挙公約に絞ってお尋ねをいたします。

まず、第1には、内灘駅周辺の整備基本構想の具現化についてであります。

また寒い冬がやってきました。川口町長もご承知のことと思いますが、この時期の午前7時前後の内灘駅前の状態は、見ている者の心まで凍りつかせるような、実に寒々とした光景であります。寒風の吹きすさぶ中を高校生や仕事に向かう多くの人たちが、駅舎に入り切らぬ長い行列をつくり、じっと改札の始まるのを待っているのであります。これは昨日や今日に始まったことではなく、何十年来と続いている光景であります。

そうであればこそ、川口町長が選挙の公約に掲げた内灘駅周辺の整備基本構想の具現化には、たくさんの町民がこうした状況の改善を期待し、また、この事業の完遂を心から願っているのであります。

さきの3月会議でも生田議員がこれに関した質問をして、その答弁の中で町長は、その整備手法の一つとして路面電車化なども考えている旨の発言もされておられました。

そこでお伺いをいたします。その後、内灘駅

周辺の整備基本構想の具現化はどのように進捗して、現状はどの段階に来ているのでしょうか。

こうしたプロジェクトの進捗状況については、確実に階段を一步一步上っていくように、「ここまで進んだ。今はこの段階なのだ」「次はこんなアプローチで、次のこの段階へと計画の実現に向けて進めている」といったようにその手順を大まかにでも説明をする。言えるならば、ロードマップの提示によって見える化することを多くの町民は求めているのであります。

また、鉄道に関連する事業は多額の費用を要するものであることから、構想を実現するための準備の貯金として目的基金を設けることも、この事業に対する町長の本気度と不退転の決意を示すものとして視野に入れる必要があるようにも思うのでありますが、町長はこの財源確保の問題をどのように考えているのでしょうか。この財源対策についても併せてお伺いをするものであります。

次に、選挙公約に関わる質問の第2は、新図書館の整備についてであります。

この公約は川口町政3期目の公約であり、まだ日も浅いものでありますが、文化のまち内灘をつくりたいとの町長の深い思い入れで公約に掲げたものだと思いますので、ぜひともお尋ねしたいと思うのであります。

図書館の造り替えにつきましては、時代の変遷を経て、図書館というものの在り方に関する概念が旧来とは大きく異なってきたことから、県内の自治体でも野々市市や珠洲市では既に建て替えの整備が完了し、現在では小松市において、整備に向けての動きが活発化しております。

内灘町における新図書館整備に関しては、文化のまち内灘を標榜する本町にとって極めて重要な事業であるとの考えを、町長は折に触れて幾度も披瀝されておられますが、多くの町民もまた、文化の薫り高い、まさに住むに

値する魅力にあふれたまちづくりを進める上において、新図書館の整備は不可欠の要素であると認識していると思うのであります。

申すまでもなく、図書館というものは、町民の心豊かな暮らしと深く関わる施設であると同時に、子供たちを通して未来の英知への投資という側面もあることから、その整備は単なる箱物施設というのではなく、町行政が、町民の夢や希望、そして知恵を結集して、また創意工夫の限りを凝らして町民の思いや願いを大きく取り込んだものにしなければならないと思うのであります。

現在世代から子供たちへ、そしてまたその次に続く子供たちの世代へと末永く続いていく文化のまち内灘の創造という、そんな高い価値を持った未来への投資に対し、多くの町民もまた、自らの手によって魅力的なまちづくりに積極的に貢献し、また関わりたいと願っているのではないのでしょうか。

それゆえに、町は町民に対して、こうした文化的な事業の取組においては、行政に全てを任せて傍観させるような姿勢ではなく、魅力的なまちづくりに積極的に関わってもらえるような創意と工夫が求められるのではないのでしょうか。

小松市では、新図書館の整備に関する市民アンケートを実施するという手法で、この新図書館づくりへの市民参加を行っているとも伺っております。小松市のように、広く市民に働きかけて、その市民の夢を整備計画に組み込む、そのような努力を本町も怠ってはならないと思うのであります。

本町の新図書館整備に関しては、本年度既に設計調査に関する予算がつけられているのではあります。広く町民に参加を求めべく、例えば町民アンケートのように、町民の夢や希望を酌み取るための何らかの町民参加の道を開くべきであると思うのでありますが、川口町長にそのようなお考えがおありかどうかをお尋ねするものであります。

以上、町長の公約に関して2点の質問を行いましたので、分かりやすい言葉で簡潔明瞭にお答えをいただきたいと思ひます。

○議長【中川達君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 内灘駅周辺整備事業基本構想の具現化についてお答えいたします。

現在の整備計画では、内灘駅構内にある車両車庫の移設が必要であり、北陸鉄道において移設先を検討しておりましたが、北陸新幹線車両基地の水没被害の事例を受け、浅野川の氾濫リスクをも考慮した結果、移設適地の確保が困難との結論に至っております。

このため、現在、車両車庫を移設しない形での基本構想の代替案について、北陸鉄道と協議を進めているところであります。

しかしながら、現状の手狭な駅構内で、車両車庫やホーム、車両待避用の線路を再配置していくに当たり、鉄道施設としての基準や、駅の営業を継続しながらの工事について物理的な制約が課題となっている状況でございます。

今後のロードマップにつきましては、構想の基本方針である「人と交通の動線確保による、安全かつ快適に利用できる空間」のコンセプトを生かしながら、まずは駅構内における施設の配置を固め、駅前周辺整備の検討も含めた整備計画の見直しが必要であります。来年度当初予算において、計画見直しに係る費用を計上したいと考えております。

さらなる次のステップといたしましては、見直し後の整備計画を基に、財源確保と併せて、周辺道路を含めた国庫補助事業としての都市再生整備計画の策定を進めてまいります。その中で、目的基金の設置についても検討してまいりたいと考えております。

次に、新図書館についてでございます。

議員ご指摘の町民参加につきましては、本年3月に策定いたしました新図書館基本構想を具現化させるための重要な要素の一つであるとと考えております。

これまで、町会区長会の皆様や図書館協議会の委員からご意見をいただいているところでございます。

今後、学識経験者や町民代表にご参加をいただき、年度内に新図書館検討委員会を設置して実質的な検討に入ることとしております。

なお、町民の皆様にはアンケート調査を実施し、求められる機能面やサービス面について広くご意見をお聞きして、魅力ある図書館づくりにつなげてまいりたいと考えております。

文化のまち内灘にふさわしい、町民の皆様にあ愛される図書館を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾議員。

○2番【西尾雄次君】 内灘駅なんですけれども、どこの自治体でもそうですけれども、その最も大切な基幹的なまちの施設というものは公共交通だと言われております。その公共交通の基点といいますか、最も基礎になる部分が、内灘町の場合は内灘駅ではないかと思ひます。

そういったことから、しっかりと一歩一歩、確実にその事業を進めていただきたいと思いますし、また、その進捗状況についても町民に広く知っていただけるように、施策を展開していただきたいと思います。

それから、図書館のほうなんですけれども、まさに町民の声を聞くという、そこから図書館づくりはもう既に始まっているといひますか、文化のまちづくりというのは、図書館が完成してから、さあどうぞというものではなく、そこにどんな機能を持たせて、どんな夢をそこに託すのかという、そのこと自体が文化のまちづくりそのものではないかと思ひるので、そここのところも町民参加の道をしっかりと確保していただきたいと思います。

それでは、次の質問の第2点目であるデジタル・シティズンシップ教育の推進をに移り

ます。

我が国の小中学生のスマホ所持率に関する最新の調査によれば、小学生の41%、中学生の84%がスマホを所持しているとのことであります。これは、内閣府が毎年度行っている令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査で明らかになった数字でございます。

スマホは簡単にアクセスできる優れたソーシャルメディアではありますが、アクセスできる情報は有益で好意的な内容ばかりではありません。中には、フェイクニュース、ヘイトスピーチ、セクハラ、差別偏見、いじめ、誹謗中傷等々、いわゆるデジタル暴力と言われるものにもつながる非常に有害な情報も多く含まれていることから、その取扱いには課題が非常に多いこともご承知のとおりでございます。

また、1人1台の端末を目指した文部科学省のGIGAスクール構想も、折からのコロナ禍の影響によって、学校に据え置くのではなく、1人1台を児童生徒が家庭に持ち帰って学習の道具として使うことが前提となりつつあります。

とはいえ、手放して児童生徒に端末を渡すのではなく、従来型の情報モラル教育や、欧米や国内の先進自治体で急速に導入されつつあるデジタル・シティズンシップ教育など、情報機器の使用に関する何らかの指導教育の下で行われているのが通例となっております。

今や教育の現場では、コンピュータ1人1台のデジタル時代を迎えたのであります。このデジタル時代を生きる子供たちのために、学校現場では、それに適合した使い手を育てる教育が喫緊の課題となっております。しかし、我が国では必ずしもそれが順調に進んでいるとは言い難い状況なのでございます。

2020年11月に、東京都・町田市立小学校に通っていた6年生の女子児童(当時12歳)が、いじめを受けていたなどとするメモを残して自殺を遂げました。

町田市教育委員会では、いじめと自殺の因果関係を調査していたのでありますが、その中で明らかになったのは、児童同士が学校貸与のタブレット端末のチャット機能で自殺した女子児童の名前を挙げ、「うざい」「お願いだから死んで」などとやり取りし、その内容を自殺したその女子児童が端末上で目にしていたことがあったという事実であります。

報道によれば、この事件は、学校のパスワードの管理があまりにずさんだったのが原因であったとの指摘がなされておりました。しかし、教育のための情報機器が用いられたこのいじめ問題の本質は、単なるパスワードの管理などという単純なレベルの問題ではなく、子供たちによって遊び半分に、まるでゲーム感覚で行われるタブレット端末への書き込みがデジタル暴力となって他者を自殺にまで追い詰めるという、まさにデジタル時代を生きる人の、人としての在り方そのものが問われるような深刻な問題なのであります。

現在、本町でも実施している情報モラル教育は、今から35年前の臨時教育審議会で議論され、教育の情報化の影の部分に補うものとして策定されたものであります。それは、自動車の便利さと危険性に例えるならば、ブレーキに相当するものとして機能してきたのであります。しかし、その後、情報機器の驚異的な進化と増加、またやり取りされる情報の量や質の革命的な変化、そして利用者の低年齢化はとどまることなく進行してきたのであります。

東京都・町田市立小学校での痛ましい事件は、情報革命の大転換の中では、もはやこれまでの旧態依然とした情報モラル教育では到底対処し切れなくなっていることの明らかなあかしではないかと思うのであります。

この従来型の情報モラル教育に代わって、近年、欧米や我が国の先進自治体で導入されているのがデジタル・シティズンシップ教育であります。

これは、従来の情報モラル教育が、「あれはしてはいけない」「これもしてはいけない」とブレーキをかけることに主眼を置いたネガティブで抑制的だったものであるのに対し、デジタル・シティズンシップ教育は、情報モラル教育とは対照的にポジティブなものであります。つまり、デジタル・シティズンシップ教育とは、相互に接続されたデジタル市民はデジタル世界で生活し、学習することの権利や責任や機会を深く理解して、安全で合法的で倫理的な方法で行動し、その模範を示すものだとされており。

町田市立小学校のように、教育の道具としてのタブレット端末を用いた痛ましいいじめ事件は、二度と起こしてはならないことでもあります。そのためには、本町の児童生徒に、デジタル時代を生きるデジタル市民としての真っ当な在り方を的確に教える、このデジタル・シティズンシップ教育を国内の先進地域の事例に倣って早急に取り入れる必要があると思うのであります。

このデジタル・シティズンシップ教育の早期の導入は、学校現場でのGIGAスクール構想の良好な具現化に役立つばかりではなく、学校生活を離れた日常の生活の場面においても、小学生で41%、中学生で84%にまでなっている小中学生の現在のスマホ所持状況下では、焦眉の急務であると思うのであります。

そこでお伺いをいたします。デジタル・シティズンシップ教育の本町における早期の導入に向けて、速やかにその利害得失等の調査に取りかかり、その有効性が確認できた時点においては、ちゅうちょなくこれを導入すべきであると思うのであります。この件に関する町当局の見解をお伺いするものであります。

○議長【中川達君】 久下恭功教育長。

〔教育長 久下恭功君 登壇〕

○教育長【久下恭功君】 デジタル・シティズンシップ教育につきましては、議員ご指摘のとおり、優れたデジタル市民になるために必

要なICT活用能力を身につけることを目的としたものであり、情報技術の利用における情報モラルやルールなど、適切で責任ある行動規範を発育段階に応じて学ぶことと認識しております。

以上のことから、デジタル・シティズンシップ教育は、現在町で進めているGIGAスクール構想に位置づけるとともに、各教科や特別な教科道徳を通して総合的に推進することが必要であると考えております。

実施に当たっては、教師が一方的に情報技術やモラルについて子供たちに教え込むのではなく、その利点や危険性、活用方法について、どのようにICTを使えば人生を豊かにできるのかを自ら考え、取捨選択できる力を育てることが重要と考えております。

そのような観点から、小中学校において、弁護士等の外部講師を招聘し、SNSやインターネットの有効性、利便性や危険性、適切な利活用について、事例を基に児童生徒が考える特別授業を進めております。

また、小学校社会科や特別な教科道徳、中学校技術・家庭科において、情報モラル、情報セキュリティ、ネット上での人権侵害防止についても子供たちが当事者意識を持てるよう授業を行っているところです。

ICT技術がますます加速するSociety5.0の時代を生きる子供たちがICTのよき使い手となれるよう、今後もデジタル・シティズンシップ教育の視点に立ったさらなる取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 西尾議員。

○2番【西尾雄次君】 デジタル・シティズンシップ教育について非常に前向き、肯定的な答弁をいただき、安心をしました。

なお、このデジタル・シティズンシップ教育については、非常に優れた指導者が、全国的に講演をしているという方もおられますので、教師集団全員が本当に正しい理解、統一的な

その認識を持てるよう、そういった研修機会もぜひ積極的に取り入れて推進していただきたいと思いますとお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。



○休憩

○議長【中川達君】 この際、暫時休憩をいたします。

なお、再開は午後13時30分といたします。

午前11時50分休憩



午後1時30分再開

○再開

○議長【中川達君】 休憩前に引き続き会議を開きます。



○一般質問

○議長【中川達君】 一般質問を続行いたします。

11番、清水文雄議員。

〔11番 清水文雄君 登壇〕

○11番【清水文雄君】 議席番号11番、社会民主党の清水文雄でございます。

今年最後の私の質問を一問一答でさせていただきます。町長はじめ執行部の皆さんにおかれましては、分かりやすく端的な、明快な回答を求めて、質問に入らせていただきます。

最初の質問は、来年、2022年に内灘町が町制を施行して60年、人に例えますと還暦であります。同時に、内灘闘争は70年を迎えることとなります。町として、この内灘町の大きな節目に当たって、記念事業、記念行事等の計画があるのかどうか、お聞きをいたします。

ご存じのとおり、我が内灘町は1889年(明治22年)4月1日に、町村制の施行により、当時、向栗崎村、大根布村、宮坂村、黒津船地内、西荒屋村、室村の6村が合併をして内灘村が誕生しました。そして1962年(昭和37年)1月1日に町制を施行し、内灘町となったのであり

ます。

その後、金沢市近郊という地理的条件から住宅団地造成が相次ぎ、人口の急増、教育、文化施設や都市発展基盤の整備が進められてきました。

人口の推移を見ますと、1955年(昭和30年)の内灘村の人口総数は6,584人、1,154世帯であり、それが1962年(昭和37年)、町制施行時には7,740人、1,554世帯と増加をしているのであります。そして現在では、10月1日現在で人口総数2万6,299人、世帯数1万1,098世帯へと発展を遂げているところでございます。

同時に、内灘町には、国内で最初の基地反対闘争、あの内灘闘争の歴史があるわけであり、1952年9月18日に、政府は米軍試射場に内灘海岸を選定をし、当時、内灘村へ接收交渉を通告してきたのであります。この突然の内灘海岸の接收到内灘村民は反対をし、村議会でも反対を決議をして、国を相手に、国策を相手に試射場接收反対に取り組んだのであります。

内灘闘争は、村の女性であるおかかたちが中心になり、内灘闘争の象徴である権現森の着弾地付近で「金は一年 土地は万年」のむしろ旗を掲げて座り込み、県内外、全国から若者や文化人など多くの方が支援に駆けつけ、内灘闘争として全国に知られているわけでございます。

このように、内灘町には、先人が体を張って私たちに残してくれた町の宝、そして財産とも言える内灘闘争の歴史があるのであります。

昭和から平成、令和と時代が移り、内灘町は来年、2022年(令和4年)に、1962年1月1日に町制が施行されてから60年の還暦を迎えるわけでございます。同時に、1952年(昭和27年)内灘闘争から70年を迎えます。コロナ禍ではあるというものの、感染対策に留意をし、これを機にして、町として内灘闘争の歴史を、現在を生きる人々はもちろん後世に伝えていくことが重要と考えます。

同時に、町制施行60年、内灘闘争70年で、内灘町を町内外へアピールをしていくのに絶好のチャンスでもあります。町としてのお考えをお聞きをいたします。

あわせて、この質問の2点目として、町として、内灘町施行60年、内灘闘争70年の具体的な事業の計画をお聞きをいたします。

○議長【中川達君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

まず、町制施行60年でございますが、来年、令和4年1月に60年を迎えます。

これまで町では、節目の年に記念式典を実施してまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況の見通しが立たないことや、50年以降、10年ごとで記念式典を開催していない自治体も見られることなどを勘案し、60年の記念式典、記念事業は実施しないことといたしました。

また、内灘闘争70年につきましては、町の歴史の中でも大きな出来事となることから、後世に語り継いでいくことは大変重要なことと認識をしております。

現在、記念事業としまして、特別企画展を歴史民俗資料館や防災コミュニティセンターで、令和4年度開催に向けて計画をしております。

また、砂丘フェスティバルでの講演会などを通して広く町の歴史をアピールする機会も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 町制施行60年には、これまでやってきた式典はやらないということで、それも一つの判断というふうに思います。

内灘闘争については、昨年の私の質問の中でも町長答えていらっしゃる通り、様々な、風と砂の館等で町民に内灘闘争70周年を引き継いでいくということでございます。また、町民の人たちから、自分たちで内灘闘争70年に

向けて様々な取組をしていきたいという声もありますので、ぜひともまた町のご協力をお願いしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、内灘海水浴場の、残されたままになっている浜茶屋撤去と内灘海岸賑わい創出事業（道の駅）基本構想について、これは8月27日の議会運営委員会での町長発言より、それを基に質問をしたいというふうに思います。

町長は本年8月27日の議会運営委員会において、内灘海岸賑わい創出事業の道の駅に関する議論の中で、要約すると次のように述べられております。

まず1には、内灘海岸のにぎわい創出の件は、今の浜茶屋の状態では、これが落ち着いたことには動きようがない。それが落ち着いて以降に考えていきたいと。

2点目には、計画の道の駅は、現在の道の駅と2つの道の駅が可能ならよいが、どこの道の駅もあまり経営的によくないのが現状らしい。それも併せて今後検討していきたい。

3点目に、先般、町と県とで浜茶屋の件について協議をした。県は代執行で取り壊すということはしたくない、だから町のほうで2,000万円を出して取り壊せという話があった。町民の税金の中から浜茶屋を取り壊すのに2,000万円は、検討している最中だがなかなか難しい。

4点目に、内灘海岸賑わい創出事業基本構想については、県は知っており、交換条件として事業認可をするから、この件、浜茶屋を町が2,000万円で取り壊せという条件であると。私は、県が取り壊さなければならないというふうに思っており、思案中である。

5点目に、計画の海で造る道の駅は、そんな大きいものは考えていない。要はトイレとか駐車場とかシャワー室など、土産を売るスペースがあれば、できたら造りたいと思ってい

る。

やはり内灘海岸といったら夕日がすばらしい。内灘海岸の道の駅のところに車を止めて夕日を眺めるとか、そういうイメージでいると。いずれにしても、しばらく待ってほしいと、そういう町長の発言内容でございました。

質問の第1点は、町の大きな魅力であり有効な財産である内灘海岸に放置されたままになっている浜茶屋の撤去は、その後、県との交渉状況がどのようになっているのか、町としての取組の考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長【中川達君】 松井賢志都市整備部担当部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

旧浜茶屋につきましては、内灘海岸の管理者である石川県が建物所有者に対し継続的に撤去指導を行っており、その都度、町も同席し話し合いを続けておりますが、撤去には至っていない状況であります。

町といたしましてはこれまで、町長を筆頭に、県に対し、行政代執行を含めた様々な対応を申入れ、協議を重ねているところであります。しかしながら、県においては、まずは所有者が自ら撤去するよう働きかけていくとのことであります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 今ほどの答弁だと町長の発言とはちょっと違うんですけども、その2,000万円出して町が取り壊すべきだという県の姿勢というのはどうなのか、町としての考えをお聞かせください。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 今ほどのご質問にお答えいたします。

町のほうでお金を出せというふうな話につ

きましては、これについては、これまで県との協議の中で出ている会話であり、そういったことで、どういったことをすれば撤去できるかということ協議しているというところで、確定している話ではございません。県としては、あくまでも所有者に撤去を求めていくということでもあります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 もちろん町の姿勢としたらそういうことだというふうに思うんですが、実際に協議の中で、事業認可するからそれと引換えだという話も具体的に町長述べられているわけでございます。

それに対してやっぱりきちっと、町としての対応というのを今聞いているわけでございます。答弁をお願いいたします。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

撤去に向けての、町が税金を使って撤去をするということは考えてございません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 2,000万円を使ってやる気がないというのは十分分かるんです。だから、その次の段階へ行く話というのを聞いておるわけです。

町として県にどのようにしてあれを撤去させるのか。何か県が当事者と話ししとるからそれを見守っていききたいと言ったら永遠にできませんよ。その具体的アクションについてお聞きをいたします。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしました。町としても県に対し、行政代執行を含めた様々な対応を県

に申し入れているところでございます。それを含めて現在協議しているところでございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 このまま話ししてても、質問してても、前進がありませんのでもうやめますけれども、やっぱりきちっと議会にも、町民にも、内灘海岸の浜茶屋の撤去について報告をしていっていただきたい。

いろいろ、あそこに道の駅を造るとか基本構想、次の質問にも入りますけれども、幾ら立てていっても、あの浜茶屋がある限りはなかなか実現することができないというふうに思いますので、全力で県に対してあの浜茶屋の撤去に向けて働きかけをお願いをしたいと、協議をお願いをしたいというふうに思います。

2点目に、内灘海岸賑わい創出事業基本構想についてお聞きをいたします。

まず、事業実現に向けた短期目標、構想の中に短期目標がございますね。18年から3年間ということでございますけれども、その内容と進捗の状況をお聞きをいたします。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

内灘海岸賑わい創出事業基本構想における策定から3年間の短期目標といたしましては、「情報発信の強化」「誘導サインの設置」「アクセス性の向上」の3項目を掲げております。

進捗状況につきましては、「情報発信の強化」といたしまして、町の公式フェイスブックとユーチューブチャンネルを開設し、海岸を含めた町の様々な魅力や取組を発信しております。

次に、「誘導サインの設置」につきましては、内灘駅から内灘海岸に向かう鉄板道路沿いに海岸までの案内看板を設置しております。

最後に、「アクセス性の向上」につきましては、内灘駅前の観光案内所にてレンタサイク

ル事業を開始しており、総合的にはおおむね目標どおりのソフト事業が実施できたものと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 短期目標については着々と進めているというところでございます。

次に、事業実現に向けた中長期目標と今後の展望についてお聞きをします。とりわけ長期目標は、町長のお話を聞くと、計画が変更して縮小されたように受け取れるわけでございますけれども、これについてはいかがでしょうか。

基本計画の長期目標では、「何度も訪れたいくなる拠点の整備を目指します」というふうになっております。

そしてまず「回遊性の向上」として「海岸周辺における歩行者や自転車、車の動線を確保し、回遊性を向上します」、次には「回遊性を高めるために散策ロードマップを作成し、誘導サインを設置します」。

そして最も大事な「賑わい創出拠点の整備」として、「観光客向けの拠点となる案内所を整備します」、2つ目には「駐車場、トイレ、シャワー設備の充実を図ります」、3つ目「遊歩道、休憩スペース、子どもが遊べる環境を整備します」、4点目「地引網やBBQ設備、レストラン・カフェ・直売所、自然・文化・歴史等それらを紹介するコーナーなど、海岸の魅力を活かした賑わい創出拠点を整備します」、同時に「海岸と一体となった商業施設の付加価値を向上させます」というふうにあるわけでございます。

私はこれまで、現在のコンフォモール内灘一帯を含めた道の駅を提案をしてきたところでありますが、現在の道の駅、にぎわい創出だけではなく、今では防災拠点として道の駅が注目をされているわけでございます。

現に、町が募集した今回の町の道の駅サンセットパークの指定管理者の募集に4団体の

応募があったというふうにも聞いております。

さらに、この12月会議に議案として提出されている道の駅サンセットパーク指定管理者の指定候補者の選定理由として町として掲げているのは、観光バスなど交通事業経験、道の駅を観光の核に企画、情報発信できる、そういうところを選定理由に掲げているわけでございます。

私は、内灘海岸賑わい創出事業、とりわけ新しい道の駅について、現在の道の駅サンセットパークは新しく造る道の駅への統合も含め期待をしており、大いに展望が持てるものと考えます。町長の考えをお聞かせください。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

策定から4年から5年間の中期目標につきましては、「イベント等による内灘海岸の活性化」「環境保護の推進」の2項目を掲げており、参加型イベントや海岸清掃活動の継続実施、海岸利用のマナーアップの啓発強化などに取り組んでまいります。

また、現在、アフターコロナを見据えた観光アクションプランの策定を進めているところでもございます。

策定から6年以降の長期目標につきましては、「回遊性の向上」「賑わい創出拠点の整備」の2項目を掲げており、道路や駐車場、トイレ、シャワー設備などのハード整備に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、当該ハード整備につきましては、現状、海岸保全区域における管理権限や施設整備の可否について、海岸法などの関係法令との整理が課題となっております。

また、現在、不法占有となっている浜茶屋の問題もあるため、同区域における新たな施設整備などの設置は難しい状況でもございます。

このため、浜茶屋の撤去のめどがつかましたら、改めてこのにぎわい創出の拠点におけ

るハード整備について、道の駅のような施設整備が可能かを含め、国、県との協議を進めてまいりたいと考えております。

一方、基本構想に掲げる回遊性の向上を図るため、千鳥台5丁目から、のと里山海道に沿って大根布海岸までの砂浜の道路整備についても、現在、県を含めた関係機関と協議して取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 ハード面については、不法占拠している浜茶屋の撤去がされてからまた計画変更、計画を練り直すということでございますけれども、内灘海岸にぎわい創出をしていくときに、やはりその計画の変更があるならあるで、きちっと議会、町民に知らせるべきだというふうに思いますし、何か町長の話、議運での話聞いてますと、要はそんな大きなもんは考えておらんということで、変更をするということなのかどうなのか、答えををお願いいたします。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

内灘海岸賑わい創出事業の基本構想の変更があるかということについてですが、現在のところ変更をするつもりはございません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 ぜひとも、にぎわい創出に向けた積極的な動きを強めていただきたいというふうに思っております。そのためにも、まずは不法占拠の浜茶屋を、撤去に向けて全力を挙げていただくことをお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

奨学金返還補助金制度の創設についてお伺いをいたします。

この質問は、9月会議で土屋議員が貸与型

奨学金の返済支援制度の導入について一般質問し、町より、今後前向きに検討してまいりたいという答弁でございました。

この制度は、ご存じのとおり、大学や専門学校などへ進学するため、学費や学校生活費用として金融機関などから教育資金の融資（奨学金や教育ローンの貸与）を受けられた方を対象に、就業後に返済する教育資金融資の一部を補助し、町の未来を担う優秀な人材を育成すること、さらには、若年層の人口流出を抑制するとともに、町外からの流入を促進させ、町内への定着を図ることを目的に、町内定住または就業した若者に対し、返還した奨学金の一部を補助するものでございます。

早急に制度の創設が必要というふうに考えるわけでありましてけれども、町としての制度の創設に向けての取組の状況、制度の具体的内容と創設の具体的時期はいつになるのか、お聞きをいたします。

○議長【中川達君】 松井部長。

〔都市整備部担当部長 松井賢志君 登壇〕

○都市整備部担当部長【松井賢志君】 ご質問にお答えいたします。

さきの9月会議において土屋議員からの一般質問に対してお答えしましたとおり、現在、準備を進めているところでございます。

制度の具体的な内容については現在検討中ではありますが、令和4年度からの導入を目指しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 清水議員。

○11番【清水文雄君】 ぜひとも早急に制度の創設のお願いをしていただきたいというふうに考えますので、このことをお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 4番、磯貝幸博議員。

〔4番 磯貝幸博君 登壇〕

○4番【磯貝幸博君】 議席番号4番、磯貝幸博。令和3年12月会議にて一般質問の機会を

得ましたので、一問一答方式により3問伺ってまいりたいと思います。ご答弁に際しましては、町民の皆様にとって具体的かつ分かりやすくお答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種についてから始めます。

中国の湖北省武漢で新型コロナウイルスの感染者が最初に発症したとされる日から、はや2年となりました。その間、新型コロナウイルスは世界中に蔓延し、拡大を続け、感染者は2億6,715万人、死者は527万人を超えて、なお増え続けています。日本国内でも172万人が感染し、1万8,300人を超える方がお亡くなりになってしまいました。

新しく開発されたメッセージーRNAワクチンは発症予防効果が高く、感染や重症化を予防する効果も認められ、全国的に行き渡ることによって、徐々に感染拡大を抑え込むことに成功してきました。加えて、国民全体の意識の向上や新しい生活様式の定着により、10月中旬の第5波収束以降、感染の広がりを抑え込み続けられている状態となっています。

県では先月、11月12日によりやく警戒レベルがステージ1（感染要注意）へと引き下げられました。新規感染者数もゼロの日が続いており、ようやく長い長いトンネルからの出口が見えてきたような感じがいたしております。

しかし、乾燥する季節を迎え、年末年始にかけてクリスマスやセールなど、里帰りなどから引き起こされると思われる感染第6波への警戒も怠ることはできません。感染者が再感染することももちろんありますし、たとえワクチンを2回接種した方でも感染することは知られるようになりました。また、接種後、時間の経過とともに抗体量が減少していくという研究結果も報告されてきています。

そのため、厚生労働省では、ワクチン接種3回目となるいわゆるブースター接種を12月から来年9月までの期間で進めるということで

すが、当町においてはどのような体制で取り組んでいくのか、お尋ねしたいと思います。

先日、提案理由の説明で町長、冒頭に力強く示されておりましたが、改めてより詳しく、3回目の接種をどのように進めていかれるのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長【中川達君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

3回目の接種につきましては、2回目の接種完了から時間経過とともに感染予防効果が低下し、追加接種を行うことにより、低下した免疫が高まると期待されております。

このことから、日本においては、2回目接種完了から原則8か月経過した18歳以上の方を対象に、3回目の追加接種をすることとしております。

町では、先行接種を行った医療従事者の3回目接種を12月から開始いたします。町民の方々の3回目接種につきましては、2月中旬に優先接種を行った高齢者から接種を始めてまいります。

接種券につきましては、医療従事者の方へは11月30日に発送いたしております。町民の方々へは、来年1月の発送を最初に、2回目接種完了から8か月目を迎える月に順次発送してまいります。

また、接種体制につきましては集団接種を中心とし、1、2回目と同様に、かかりつけ医での個別接種も行えるよう準備を進めております。

ただし、国では、3回目接種の前倒しを検討しております。前倒しが決まれば、その方針に基づき、前倒し接種に係る準備も進めてまいります。

そのためには、やはりワクチン計画ですか、それが一番必要ではないかなと思っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 2回接種した方が約8か月を越えたところから順次進めていく。医療関係者、対応していく対象者から進めていくということですね。重症化しやすい高齢者や持病を有する方々とか医療従事者のいち早い接種により、第6波など再拡大期への対処の準備として、町の素早い動きに期待したいと思います。

今、世界では、オミクロン株が急拡大、警戒されておりますが、昨夜、ファイザー社とビオンテック社が暫定結果として、ワクチンの3回目の接種によってそのオミクロン変異株を中和する効果があるというふうに発表したというニュースを目にいたしました。3回目の接種というのが非常に待ち焦がれるところでございます。

それでは次ですが、65歳以上の方々の接種予約の際には、前回、私の元へ、たくさんのご不満をいただいたりヘルプの依頼を受けましたが、皆様それぞれに予約については大変ご苦勞なされた様子でした。代わりに予約をしてさしあげますと、本当にほっとした表情をしていただけたことを思い出します。

1回目、2回目接種予約時にコールセンターへ電話しても非常につながりにくい状況が見られたようですが、改善が必要ではないでしょうか。どのように改善していくか、お示しいただきたいと思っております。お願いします。

○議長【中川達君】 川口町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

予約の改善対策としまして、先行接種を行った高齢者の3回目接種については、集団接種を基本に、接種日時を指定したご案内をいたします。指定した接種日時の変更や個別接種を希望する方のみ、コールセンターやウェブにて対応いたしたいと思っております。

また、ウェブ予約につきましては、前回同

様、役場窓口及び公民館や町会にもご協力を要請し、予約サポートも開設いたします。

町では、1回目のときのように予約がなかなか取れないといったことにならないよう、万全を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 町長、今お話しになりました日時を指定した案内を送付ということであれば、確かにコールセンターへ予約、「この時期にしたい」「都合のいい日はいつですか」と、そういうやり取りもないのですんなりと、予約というか、そのまま行けばいいということになりますので、とてもいいなと思います。

変更する場合のみコールセンターと、あとはまたその地域の協力を得るということで、全部の公民館ではなかったかと思いますが、予約サポートをしていただいた。それは結構好評だということで私もお声を聞いておりますので、その辺、充実をお願いしたいと思います。

何せご高齢のお父さん、お母さん方が朝一番から電話に張りついて何遍も何十遍も電話をかけ続けさせるということがないように、手厚い改善策をこのように施していただきますようお願いいたします。

で、次ですが、町長の提案理由の説明の中に、12歳以上の町民のワクチン接種率が88%を超えているとありました。

12歳未満(5歳から11歳)の接種について、国は、早くて2月から始めるために準備を進めるよう自治体宛てに通知をしたと、11月17日の報道にありました。町はどのような接種体制で進められるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長【中川達君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

5歳から11歳の接種につきましては、現在、厚生労働省にて協議を進めておりますが、町に対し準備を進めるよう通知があったところでございます。

町といたしましては、金沢医科大学病院をはじめ、町内の医療機関と接種体制について協議を進めております。

小さな子供たちへの接種となることから、小児科医や小児科に従事する看護師が必要なのか、また、扱うワクチンが12歳以上とは濃度や容量が異なることから、ワクチンの混在を避けるため接種会場を別にするなどの接種体制が必要との意見を踏まえ、現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

5歳から11歳の小さいお子様に対するワクチンの接種についてのご説明とかありました。量の違いということで、非常に注意しなきゃいけないところだと思います。場所を変えるときになると、親御さんの、保護者のその同伴とかそういうのもまた注意しなきゃいけない点かなと思いますので、その点手厚くお願いしたいと思います。

ちょっとこれはネガティブかもしれないんですが、子供の接種に対しては慎重な意見が多くもございます。特に母親が打たせたくないと思う傾向にあるような感じです。ワクチン接種をしない選択をすることで差別等が起こらないように、慎重に取り組む姿勢も必要かなと思われま。

接種開始までにその点理解を深められるような取組をぜひお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、普通財産を積極的に活用せよというものです。

令和2年度の決算書において、町の普通財産(土地及び建物)が約60万平方メートルとあ

りました。うち、山林は50万平方メートル、それ以外の約10万平方メートルが建物、敷地、宅地、その他となっています。

地方自治法には、「普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」とありますが、未利用地となっているならば、これらを積極的に活用し、自主財源を得る努力をしていかなければならないと強く考えます。

普通財産の収益性についてお尋ねしたいと思います。建物、敷地、宅地、その他としての10万平方メートルのうち、収益性のある活用がされているのはどれくらいあるのでしょうか。また、どのくらいの収益を得られているのでしょうか。

さらに、山林約50万平方メートルについても同様にお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長【中川達君】 中川裕一総務課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

令和2年度において、収益性のある活用がされた普通財産は、山林以外では、約10万平方メートルの30%に当たる約3万平方メートルが活用され、賃貸収入は約910万円でした。

山林では、約50万平方メートルの28%に当たる約14万平方メートルが活用され、賃貸収入は約870万円でした。

なお、山林については、大部分が防風林としての役割を持っていることから、企業等からの申出があった際に慎重に検討し、可能な範囲で貸付けを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

60万平米のうち約17万平方メートルを利用

して、その合計収益が1,780万ということで、全然使われてないんじゃないかというふうに懸念していましたが、大体、東京ドームにするに12個分強の土地があるんですが、3個分しか使われていないということになるということが分かりました。つまり、財産の多くが未利用あるいは収益性の乏しい状態となっているということが分かったわけです。

未利用地については、先ほど、山林で大部分が防風林として活用されているというふうに示されましたが、未利用地については早期の売却を進めることが望ましいと考えますが、今後どのような方向性で活用していくのか、お示しいただきたいと思います。お願いします。

○議長【中川達君】 中川課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

未利用地となっている普通財産につきましては、これまでも必要に応じて、一般競争入札による売却を行っております。

今後も、町として保有する必要のない土地については、原則として速やかに売却し、適正な財産管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 適正な、一般競争入札とかで必要なものがあれば売っていく、売却をしていくというご説明でございました。

お聞きしたときは、使い勝手によって買手がいないというふうにお話しされてたと思うんですが、使い勝手がいいとか悪いとかというのは、必要あるかないかというのは、その場所や建物を見て興味を示す人が考えることで、固定概念にとらわれずその財産情報を公開してはどうかと思います。

関連して、ちょっと再質問の形になりますけれども、今ある情報というのは開示されていないというところがありまして、ホームページ

ジ上にその未利用地を公開して、多くの人の目に触れさせることというのが大事かと思えます。それによって利用価値が生まれていくのではないかなと思うんですが。

ちなみに、かほく市とか津幡町では詳細に公開されておりました。この当町でもその公開していく方向というのは進めていくことはできないでしょうか。お願いします。

○議長【中川達君】 中川課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

県内自治体の状況を踏まえ、財産台帳のホームページ等による公開につきましては前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

ぜひ、公開することで、たくさんの人の目に触れるというのが大事なと思えます。

皆さんもきっと思い当たることあると思うんですが、例えばこのズボンとかこのシャツとか、しばらく、何年かしたらいずれ着られるようになるだろうということで、たんすにしまっただけで肥やしになっていくのを、思い当たるようなことあると思うんですが、そういうのもやっぱり、最近ではよくはやっているリサイクルということで、売りに出したりとか、人のたくさん目に触れさせることで価値を生むということが大変多うございますので、ぜひ前向きに前向きに公開して、たくさんの人の目に触れさせて内灘町を利用させていただくことをお願いしたいと思えます。

それでは、次の質問に移りたいと思えます。

ドラッグストアの開業と安全の確保についてというものです。

令和4年3月末に、地域住民待望のドラッグストアが鶴ヶ丘2丁目にオープンする予定であり、工事が着々と進んでいるようです。買

物の利便性がとてもよくなる反面、恒常的に混雑し安全が脅かされるなんてことはないのかと懸念を抱く方々もいらっしゃいます。

商業施設の出店計画が明るみになったときに、私は、地域の方々約100名にアンケートを実施しました。

そこから次のようなご意見をいただきました。「遊休土地が活用され、町のためになる」「町が土地の賃貸料収入を得られるのは嬉しい」「旧消防庁舎の解体のよいきっかけになる」「周辺住民の買物の利便性が向上する」「価格競争が起こり、よいものを安く買えるようになっていい」「多くの雇用が生まれる、地域経済の活性化につながる」といった、9割以上の方々から賛同のご意見をいただきました。

その一方で、「町にはドラッグストアばかり。本当に必要なのか」とか「近隣スーパーとの競合で共倒れが懸念される」といった感想も頂戴いたしました。また、そのほかに、「通学路の安全対策が必要になるんじゃないか」「交通渋滞や事故の懸念がある」といった交通安全に関するご意見も頂戴しました。

皆様から頂戴したご意見を踏まえて、地域住民の安全確保についてお尋ねしたいと思います。

歩行者及び車両の県道への出入りに関する安全対策についてお尋ねいたします。

これまでは、「向陽台や大根布のスーパーまでの距離も長く、上りもあって大変」という声が聞かれていました。ご高齢の皆様方も、近くて歩いて行きやすいドラッグストアへ足を運ぶと思われれます。また、車両においては、県道から進入する車両も増えるため、路面に「歩行者注意」などの何か注意喚起表示をするといった安全対策が必要ではないでしょうか。

事故が起こらないようにぜひ対策していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 中川課長。

〔総務課長 中川裕一君 登壇〕

○総務課長【中川裕一君】 お答えいたします。

ご指摘の県道松任宇ノ気線における道路横断などの安全対策でございますが、現在既に、町保健センター前に横断歩道が設置されており、安全に道路を渡ることができます。

なお、これまでも、開業場所周辺の県道の安全対策として歩道の整備を、道路管理者である県に要望しております。

また、車両の右折対策でございますが、大規模小売店舗立地法の届出の中で、開店後の交通流動に著しい影響を及ぼさないと示されており、開業後の状況等を確認した上で、必要に応じて関係機関と協議してまいります。また、店舗に対しましても、交通整理員の配置等の安全対策を強く要望してまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 ありがとうございます。

大店舗によって交通渋滞や支障を来さないようにというのがあるということを初めて知りました。ありがとうございます。知らなかったです。

そういうことで、開店後の状況を見て、それから対応を検討するというので、後でそれらの事故、もし危険性が見られる場合でしたら素早く対応していただければと思います。

次に、保健センター前の横断歩道を、先ほど言われました横断歩道ですが、その利用するよう促すために、バス停がありますが、そのバス停を現在の位置よりも北側に移すことはできないでしょうか。また、旧消防庁舎跡地や保健センター敷地内に入り込んで停車するように停留所を設けられたいか、お尋ねしたいと思います。

これ県道で止まって乗り降り、乗降してるので、これを何かしら安全な方法を取れないかという思いでお話します。

これコミュニティバスで来られる方も増え

ると思いますので、今の場所だと横断歩道を使わずに横断してしまわないかととても心配しております。停留所の場所を少し移動して、横断歩道を利用して安全に渡ってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【中川達君】 奥田隆幸企画課長。

〔企画課長 奥田隆幸君 登壇〕

○企画課長【奥田隆幸君】 ご質問にお答えします。

コミュニティバスのバス停移設につきましては、利用実態や交通事情などにより総合的に判断しております。

当該バス停の移設は、現在のところ考えておりません。

今後、利用状況などを勘案し、必要に応じて移設を検討してまいります。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 今はまだ開店もしてませんし、先ほどの答弁にもありましたように、開店後その利用状況を見てとおっしゃられましたが、そうですね、実際あるかないかをしっかりと確認してから対処でも遅くはないかなと思いますので、そのときはそのときでぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは最後に、鶴ヶ丘2丁目622付近から同1丁目347付近までの通路を整備し、歩行者の安全を確保していただきたいなと思います。

県道の東側の路側帯には歩道というものが、明確な区分けがないため、歩行者のすぐ脇を車が走っていきます。ブロック塀等で見通しの悪い場所もあり、とても安心して歩ける場所じゃありません。

このドラッグストアに向かう方々、場所的に鶴ヶ丘1丁目、2丁目の県道東側の住民が多く利用されると想像されます。これは想像ですが。

歩行者の安全を確保する上でも、上記地番間において、手押し車で歩いて進めるような舗装された安全な道が必要と考えるが、整備できないか、お尋ねしたいと思います。

○議長【中川達君】 法利康博上下水道課長。

〔上下水道課長 法利康博君 登壇〕

○上下水道課長【法利康博君】 お答えいたします。

ドラッグストア事業者の入店する際の動線計画は県道からのみとしており、河北潟側からの出入りはしないこととなっておりますので、歩行者用の通路の整備は考えておりません。

以上です。

○議長【中川達君】 磯貝議員。

○4番【磯貝幸博君】 今、ドラッグストアに関する周辺の道路環境に対するその質問、幾つかありましたけれども、その答弁を基に、改めて周辺住民の声を探って伺ってみたいと思います。

私の質問、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長【中川達君】 3番、米田一香議員。

〔3番 米田一香君 登壇〕

○3番【米田一香君】 皆さん、こんにちは。議席番号3番、米田一香です。

通告に従い、本日は3つの質問をさせていただきます。1つ目はマイナンバーカードについて、2つ目はほのぼの湯での安全な入浴について、3つ目は日常生活用具給付事業についてです。

早速、1つ目の質問に移ります。

今日の午前中に、恩道議員より行政のデジタル化の課題について、また、西尾議員よりデジタル・シティズンシップ教育の推進について質問がございました。人口減少や担い手不足といったこれからの将来への課題を解決しつつ、豊かな暮らしを築いていくために、さらなるデジタル技術の活用は不可欠でございます。

今回は、私から、そのツールの一つ、マイナンバーカードについて、焦点を絞り質問をさせていただきます。

さて、マイナンバーカードの全国の交付率

を見ますと、現在、約40%になっております。国では、来年度末までに全国民への交付を目指すものとされております。

全国の交付率の上位10団体を見ますと、県内では、加賀市70.7%、珠洲市61.8%と2つの自治体が含まれており、積極的な取組がなされているようです。

ここで、町のマイナンバーカードの交付状況の推移についてお尋ねいたします。あわせて、年代別の交付率や、国、県、県内自治体との比較もお示しくください。

○議長【中川達君】 北野享町民福祉部担当部長兼子育て支援課長。

〔町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの交付につきましては、昨年度から始まったマイナポイント事業や健康保険証との連携などを背景に、急激に増加しております。

町独自の取組としまして、各種施設への出張申請サービス、土曜日、日曜日における臨時窓口を設けるなど、マイナンバーカードに関する相談、申請、交付に努めているところでございます。

本町における交付率は、令和元年度末では12.5%、令和2年度末で28.7%、本年12月1日現在で40.4%と推移しております。

続きまして、年代別人口に関する交付率でございますが、本年12月1日現在、10歳代までは38.3%、20代は33.4%、30代は40.8%、40代は42.2%、50代は39.1%、60代は47.8%、70代は38.3%、80代は23%、90代以上は11.8%となっております。

また、全国の交付率につきましては平均で40.1%、石川県平均は40.5%、本町は40.4%であり、県平均値に近い交付率を示しております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 国の事業と併せまして、町独自の出張窓口であったり臨時窓口であったりとかそれぞれの取組によりまして交付が急激に伸びているということがよく分かりました。また、年代別では、少し80代が少ないですけれども、大体どの世代も40%に近い数字になっているということもよく分かりました。

マイナンバーは一人一人に割り当てられておりますが、マイナンバーカードの申請は任意でありますので、カードを持つ持たないというのは一人一人の判断に委ねられております。

カード交付を申請しない理由には、現時点ではまだカードを持つことによる利便性が感じられないことや、交付手続の煩雑さ、分かりにくさ、制度そのものに対する不信感など、何かしらのネガティブな側面というのも考えられます。

国でも、これから取り組む新制度によって所持率を75%まで上げていくということでございますし、12月20日から始まるマイナンバーカード所持と連携したワクチン接種証明書の活用など、今後、よりカードを持つ利便性というのが社会全体で高まるにつれ、所持割合は自然と増加するかも思われます。

しかし、まだ実際の生活の場面、この内灘町での暮らしの場面で活用するというイメージがなかなか湧きにくいのかなと思っております。実際に、私もまだマイナンバーカードを作成いたしておりません。

先ほどの答弁からも分かりますように、私と同じように、まだ作成していない町民が約6割程度いるというのが現状でございます。この中には、免許証として使えるようになったらなど、時期を見て持ちたいと考えている方や、メリットやデメリットをよく考えてまだ迷ってらっしゃる方、デジタルなど新しいことに対して強い拒否感のある方や、戸惑いためらっておられる方、そのものの必要性を

認識されていないなど、様々な方がこの6割の中にいらっしゃるかと思います。

こうした中、判断する町民一人一人が、全ての世代の皆様が、人口不足や担い手不足といった課題を真剣に自分事として受け止めて、時代の移り変わりを受け入れて社会の変革に順応し、豊かな暮らしを共に享受できるよう、町としての明確なビジョンを示しつつ、丁寧な状況の説明に努めていただきたいというふうに感じております。

町として、このマイナンバーカードが多くの町民の皆様にも普及した際には、具体的にどのように活用していきたいのでしょうか。活用できる状態にするためには、今、町で何が課題だと考えているのでしょうか。分かりやすく見解をお示しください。

○議長【中川達君】 北野福祉担当部長。

〔町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの利便性を高めるための活用については、他自治体においては、地域の商店街で利用できるような自治体ポイントを導入する、あるいは図書館の貸出カードや印鑑登録証として活用するなどの事例がございます。

また、行政手続について、マイナンバーカードを利用したオンライン申請サービスを実施している自治体もございます。

一方、自治体によっては、独自のサービスを提供するためのシステム整備費用の負担が課題となっております。

町といたしましては、便利で安全なマイナンバーカードの活用策を検討しながら、町民の皆さんにマイナンバーカードが迅速に行き渡るよう、さらなる普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 やはり新しいことをし

ていくときには、リーダーがやるぞと強い意気込みを町民の皆さんに示していただくということが、すごく私大事かなと思っておりますので、今はまだ検討の段階かと思えますけれども、そのときが来ましたら、しっかりとやらなくちゃいけない、今からこんなふうにしていくんだという強い意思表示をしていただければなと思っております。

さて、10月から、マイナンバーカードが保険証として利用が可能となりました。町のホームページ上でも紹介されております。

町のホームページの「マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！」というページには、たくさんのメリットや「申込は簡単です！」といった文言が書かれております。

11月20日に確認した10月29日更新のデータでしたけれども、そこでは、カードを持っていない方のために「マイナンバーカード総合サイト」に誘導する案内であったり、カードを保険証として利用するために事前の申込みが必要になるのですが、これを行う「マイナポータル特設ページ」へ移動しやすいように配慮してリンクが貼られております。

一方、その時点では、医療機関、薬局によって開始時期が異なり、厚生労働省のホームページからその情報が得られるといったことは記載されておりましたが、そこにリンクはなく、利用される町民の皆さんにとって不親切な状態になっているなど感じて、質問に入れた次第です。

ですが、確認しましたら、12月1日、ホームページ更新、早速していただいていたので、優しい視点で改善を重ねていただけて、この場をお借りして感謝申し上げます。

このように、やっぱり新しいことをするときに、苦手な方がうまくその情報につながっていけるようなホームページ作りというのをぜひお願いしたいと思えます。

そして、実際に自分で、「国のホームページ

のほうから、じゃ、この町では、医療機関、薬局どこで使えるのかな」と思った人の目線に立って調べてみましたところ、今現在、町内の医療機関で利用できるのは、北歯科医院さん一つという情報でございました。

金沢市さんのように、大きな自治体でたくさんの方がある場合には、直接自治体のホームページに記載するというのは大変になるのかなというふうに思いますが、内灘町くらいの規模で、数であれば、町民目線で親切な記載をし、案内するというのも可能であるはずなのに、どうして町のホームページにはあえて書いてないのか、なぜなのかというふうに感じます。

医療機関、薬局も含めて、マイナンバーカードを保険証として利用できる町内の現状、今後の予定について、まず町内の状況を把握しているのか、お答え願います。

○議長【中川達君】 北野担当部長。

[町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇]

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

医療機関、薬局へのマイナンバーカード対応機器の導入状況については、国が集約、公表しております。町では、町内の状況を取りまとめてはおりません。

今後、町の国民健康保険関係のホームページに厚生労働省へのリンクを設けるなど、マイナンバーカードに対応する医療機関、薬局の情報を随時ご案内できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 今ほどの答弁では、国保の案内のページに、厚生労働省のホームページへのアクセスにつなげるような案内をしていくということだったのかなと思えますけれども、例えば河北郡市内で医師会であるとか歯科医師会であるとかといったところと連携して、まず情報共有をし、利用可能になった

医療機関、薬局について、自治体がホームページ、広報で定期的に地域住民へ周知していくことも必要ではないでしょうか。

町民の目線に立ってみますと、町のホームページを見て、厚労省のホームページを見て、これは国の事業だから国のページへ行ってくださいよというのは、あまりにちょっと不親切なんじゃないかなというふうに私は感じております。

もうちょっと考えていただいて、優しい目線で検討していただきたいのですが、どのように考えておられますか。

○議長【中川達君】 北野担当部長。

〔町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

町内の医療機関、薬局におけるマイナンバーカード対応機器の導入状況につきましては、やはりそういった情報が共有できるよう、町から郡市医師会など関係団体に申入れを行い、共有、またお知らせできるようなことを考えたいと考えます。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 今後、カードの普及を進めることも大切ですが、町民の皆様が利用できる機会が増えること、その利用に対する情報が適切に受け取れるという環境を整えていくことが、町民にとって本当の意味での利便性が高まるということだと思っています。町内にある金沢医科大学を含め、町内医療機関、薬局と連携を深めながら、安心・安全で豊かな暮らしができる内灘町を創造していただければと思います。

先ほども触れましたが、例えばマイナンバーカードを健康保険証として利用する際には、マイナポータル等で事前の登録が必要になります。そしてまた、今年度実施したワクチン接種事業を通じた町の課題の一つとして、デジタル技術に弱い世代へのフォローアップが、

市町村など自治体には欠かせないということが鮮明になっています。

マイナンバーカードの申請や、ネットを通じた各種サイトの使い方、見方——活用の仕方ですね。ICカードの活用がご自身で難しい方に対して、町の特徴である公民館を活用していくなど、何かしらサポートをしていく考えというのはございませんでしょうか。教えてください。

○議長【中川達君】 北野担当部長。

〔町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

現在、マイナンバーカードを利用した健康保険証の登録、その他の手続について、ご自身の操作が難しい方には、住民課窓口において職員が申請をサポートしております。

また、公民館をはじめ公共施設において実施しております、マイナンバーカード交付のための出張申請の会場でも、ご質問にありましたマイナポータルの操作方法についてサポートは可能であると考えております。

出張申請等の日程などは町広報などでご案内してまいりますので、どうかこの機会をご利用いただき、マイナンバーカードに対する疑問の解消に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 ぜひ公民館、内灘町の特徴ですが、その公民館を活用してフォローアップ体制をしっかりと整えていただきたいと思います。と思っています。

また、カードが普及すれば、マイナンバーカードに関する困り事にご自身で対応できない方が増える可能性があります。例えば暗証番号を複数設定いたしますけれども、その暗証番号を忘れたとか、カードそのものを紛失してしまったとかが考えられます。

さらに、このマイナンバーカードは5年ないしは10年の更新でございますけれども、カ

ードに導入されている電子証明書は5年に1回更新をする必要があります。平成28年から始まっているカードの交付でございますので、早期に交付を受けられている方、例えば免許返納のタイミングで身分証明として作成された方などがおられるかなと思いますが、この電子証明書の更新手続が随時必要になってきております。そして、これは、最近作られた方、これから作られる方も5年置きに必要な作業となります。

この電子証明書の更新の方法が分からないなどといった、ちょっと考えるだけでも様々な困り事というのがありますし、今後も問合せは増えるだろうと推測できます。

これらに対して、インターネットを活用し的確に情報を得ることや、電子機器を使いこなせる、そういった方はご自身で対処していくことが可能だと思いますけれども、さきのワクチン接種の話をしましたけれども、この予約でも、こういった作業が苦手な方が現時点でも町内にたくさんいらっしゃる事が明らかになっておりますので、このような方にも迅速にきめ細やかに対応できるよう、一層の優しい配慮が必要ではないでしょうか。

これらの困り事に対しまして、町としてどのように対応していくのでしょうか。お聞かせください。

○議長【中川達君】 北野担当部長。

〔町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの暗証番号の再設定、紛失時のお届け、電子証明書の更新などについては、住民課窓口で所定の手続を行っていただく必要がございます。

ご質問にありましたマイナンバーカードの各種手続が不安な方には、今後も気軽に相談できる窓口づくりに取り組み、丁寧に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 丁寧な窓口対応をよろしくお願いいたします。

ここで、個人に対するマイナンバーカードの普及が進み、このカードリーダーの普及が町内の機関や店舗で進んでいきますと、様々な場面で活用されていくものと思います。

この活用を目指していく中で、例えばですけれども、一般財源化されている地方譲与税、地方揮発油譲与税を活用した期間を設けたガソリン購入支援などの施策が、マイナンバーカードがすごく普及している状態であれば、町の裁量、自治体の裁量でスピード感を持って町民の暮らしを守っていく事業というのが迅速に展開できるようになるのではないかと私は考えておりますけれども、町の見解をお示してください。

○議長【中川達君】 北野担当部長。

〔町民福祉部担当部長兼子育て支援課長 北野享君 登壇〕

○町民福祉部担当部長兼子育て支援課長【北野享君】 ご質問にお答えいたします。

町では、マイナンバーカードの活用と併せた、例えばガソリン購入支援とかそういったものについては、高齢者の皆さんや若年層の中でも自家用車を所有しない方もおり、公平感に欠けることから困難であると考えております。

まずは、マイナンバーカードを所持する町民の皆さんに公平にサービスが行き届き、町の活性化につながる取組については、今後、調査研究したいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 公平感の観点から難しいということですが、マイナンバーカードを活用して、内灘町での暮らしが豊かになるように、また、地域産業が活性化するように、そういった施策をまた今後とも展開していただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

ほのぼの湯での安全な入浴についての質問です。

昨年12月会議で、ヒートショックに関する質問をいたしました。これからの寒い季節には温度差による血圧変動が起きやすくなり、脳や心臓などの重大な循環器疾患につながり、それにより障害を患ったり、最悪の場合には死に至ることもございます。町民の皆様、特に高血圧や糖尿病などの持病のある方、65歳以上の方には注意をしていただきたいと思っております。

とりわけ冬の入浴時に気をつけていただきたいと思っておりますし、町として、ほのぼの湯でも適切な環境を整え、より多くの皆様に安全に入浴いただくことが重要ではないかと考えております。

それでは1つ目ですけれども、温泉の源泉の温度は何度で、そのまま浴槽の部分に運ぶまでには通常は何度になるのでしょうか。現在の源泉部分の温度と、加温をしているかどうか、お聞かせください。

○議長【中川達君】 上出勝浩町民福祉部長兼保険年金課長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】 ご質問にお答えいたします。

町では、10年ごとに源泉の分析調査を実施しております。直近では、平成28年に調査をいたしました。

その調査の結果、源泉の温度は41.6度で、ほのぼの湯に運ばれるまでに二、三度低くなることから、設定した温度になるよう加温しておるところでございます。

以上です。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 ほのぼの湯にも掲示されております温泉分析書を見ますと41.6度ということで、また、効能等についても、ご興味のある方はぜひ一度ご覧いただければと思いますけれども。

湯温設定の基準というのはございますでしょうか。その41.6度になるように加温しているということなのでしょうか。運営者に任せて湯温を管理しているという認識なのですが、今までどのように湯温を調整しているのかということをお聞かせください。

○議長【中川達君】 上出部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】 ご質問にお答えいたします。

ほのぼの湯の温度設定につきましては、指定管理者において基準を設けており、気温が高くなる夏の期間は、その他の期間より若干温度を低く調整をいたしております。

なお、先ほどの41.6度につきましては、源泉の出たところでの温度となりますので、設定の温度とは違っておりますので、お断りしておきます。

以上です。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 運営者のほうで設定し調整しているということですが、町民の皆様、ほのぼの湯を利用される皆様には、熱いお風呂が好きな方、ぬるめのお風呂が好きな方、様々な方がいらっしゃるかと思います。私の印象ですと、身近な方は熱めのお風呂が好きな方が多いかなというふうなふだんから感じております。

熱いお風呂も気持ちいいものなんですけれども、ほのぼの湯が公共施設であるということをお考えすると、また、特に高齢者の利用が多いということをお考えしますと、より多くの皆様に安全に入浴していただけるためには、湯温の管理というのが非常に重要ではないかと思っておりますし、町としてしっかりと基準というのを設けたほうがいいのではないかと考えております。

例えば根拠としましては、42度以上のお湯に10分以上入浴すると、脱水傾向が強まりまして意識障害を引き起こしやすくなるという

報告もごさいます。

できれば、湯温41度台までの範囲の中で、今現在も源泉のほうと加水のほうと浴槽が熱め、ぬるめというふうに調整されておりますけれども、その安全な範囲の中で熱めの浴槽、ぬるめの浴槽というのを、それぞれの嗜好に合わせて選んでいただけるようにしてはいかがでしょうか。町の見解をお聞かせください。

○議長【中川達君】 上出部長。

〔町民福祉部長兼保険年金課長 上出勝浩君 登壇〕

○町民福祉部長兼保険年金課長【上出勝浩君】

ご質問にお答えいたします。

ほのぼの湯の温度設定につきましては、利用者が安全に入浴できるよう、通常は39度から41度台までの範囲で、浴槽ごとに温度差を設けております。入浴される方が選択できるよう配慮をいたしておるものでございます。

以上です。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 適温に調整しているということですが、ほのぼの湯を利用される方は、「あれっ？」と思った方がいると思うんですけど、表示温度を見ますと42度台になってることが——源泉のほうですね——よくありますし、本当に43度近くになっているということがあります。

少し確認しますと、やはり熱めが好きということで、ぬるいというご意見をいただくと少し加温する、ちょっと強めるというふうに調整しているというふうに聞きますので、そこはしっかりと、利用される皆様の安全のために必要な湯温の設定だということを、利用される皆様にも周知できるように配慮していただければと思いますし、適切な調整をお願いしたいと思います。

そして、町民の健康増進と命を守るためには、町のハード、ソフト両面からの取組と、何より町民（利用者）の皆様の意識と行動の変容が不可欠でございます。

ほのぼの湯の施設も関係部局も様々な周知

啓発、安全策に努めていただいているものと認識をしておりますが、安心・安全の入浴のためには、例えば手すり位置の調整といった施設の安全のための改修や、体に負担をかけにくいよう末梢からのかけ湯を推奨するなど、簡単に町民が取り組めるような具体的な対策の掲示、老人会や町内各機関と連携して部署横断的に周知や啓発等、今後も積極的な取組を期待いたしております。

町の見解をお聞かせください。

○議長【中川達君】 川口克則町長。

〔町長 川口克則君 登壇〕

○町長【川口克則君】 ご質問にお答えいたします。

ほのぼの湯は、多くの高齢者が利用されることから、これまでも浴室内の手すりを増設するなど、安全に入浴できるよう対策を講じてまいりました。

また、寒い季節の入浴時は、室内との急激な温度変化によりヒートショックにつながることも懸念されることから、館内においても予防対策について掲示し、注意喚起を行ってまいります。

なお、議員ご提案のシニアクラブや町関係部署などと連携した町民の健康相談などの取組につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 積極的な取組をお願いいたします。

最後の質問、日常生活用具給付事業についてに移ります。

地域生活支援事業による日常生活用具給付等支援事業は、障害や難病を抱える方がより円滑に日常生活を送れるよう、必要な用具を給付や貸与する事業でございます。

「障害福祉制度のあらまし」に分かりやすく明記されておりますけれども、日常生活福祉用具給付事業の種目、品目ですね。これと基準

額、給付の対象者それぞれについて、定期的な見直しはされているのでしょうか。また、その定期的な見直しがなされているのであれば、その頻度や基準というのをお示してください。

○議長【中川達君】 北正樹福祉課長。

〔福祉課長 北正樹君 登壇〕

○福祉課長【北正樹君】 ご質問にお答えいたします。

障害のある方を対象とした日常生活用具給付事業は、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とし、障害の内容や程度に応じ、紙おむつや入浴補助用具などを給付する事業です。

町では、日常生活用具の種目や基準額などの要件につきまして、必要に応じて検討や見直しを行っており、特に基準などは設けてはおりません。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 この事業は、誰もが輝ける共生社会を目指す上で非常に大切な事業の一つだと私は認識しております。

今ほどの答弁いただきました内容では、必要に応じて見直しをされているということですが、必要に応じてといいますのは、個人からの相談であったり関係団体からの要望を受けて、その都度見直しをかけているという認識でよろしいでしょうか。

○議長【中川達君】 北課長。

〔福祉課長 北正樹君 登壇〕

○福祉課長【北正樹君】 ご質問にお答えいたします。

町では、障害のある方や障害者団体などから相談や要望があった場合、その都度検討を行っております。

用具の拡充や基準額などの見直しにつきましても、他の市町の支給状況などを勘案し、必要に応じて検討を行っております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 その都度、必要に応じてということ、いい面もあれば悪い面もあるかなというふうに思うんですけども。

この制度の説明は手帳を交付されたときにされているというふうに私も認識しているんですけども、この制度をその都度、必要に応じて見直しを行った際の対象の方への情報の提供というのは、これまでどのようにされているのでしょうか。

やはり、北川さんも午前中に話されておりましたけれども、せっかくいい制度、いい事業があっても知らなかったということがあってはもったいないのではないかなというふうに思っております。ぜひ、この情報提供はどうしているかと、どうしていかなくちゃいけないかということをお聞かせください。

○議長【中川達君】 北課長。

〔福祉課長 北正樹君 登壇〕

○福祉課長【北正樹君】 ご質問にお答えいたします。

町では、用具の種目の拡充や基準額などの見直しを行った場合、制度内容を更新した冊子の窓口での配布や、ホームページによりお知らせをしております。

用具の見直しなどを行った場合は、今後も必要な方に情報が届くよう、広報やホームページなど、さらなる制度の周知を図り、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 この事業が地域生活支援事業として、国の事業でしたけれども市町村で実施することになり、そうなった利点もあれば欠点もあるかと思えます。それぞれの自治体の規模、それから職員の皆様の認識によって、この事業に差が出ているというのが現状でございます。

自然災害の頻発による町民の防災意識の高まりであったり、情報通信など科学技術の急進により随時新たなニーズが生まれ、障害者

の暮らしを支えるツールが日々開発されております。

今後も可能な限り自立を促し、尊厳を守り、円滑にかつ安心して日常生活を送っていただけるよう、必要なツールを必要とする人が幅広い選択肢の中から自身で判断し利用していただけるよう、時代の変化を勘案した定期的な見直しというのが必要かと思っておりますけれども、町の見解を問うて、私の質問を終わりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長【中川達君】 北課長。

〔福祉課長 北正樹君 登壇〕

○福祉課長【北正樹君】 ご質問にお答えいたします。

先ほども答弁をいたしました。町では、日常生活用具給付事業について、必要に応じてこれまで検討や見直しを行っております。

また、議員ご質問のとおり、社会状況の変化により、障害のある方のニーズが多様化していることは認識をしております。

しかしながら、国が令和2年度に行ったアンケート調査では、事業の実施主体が市町村へ移行後、用具などの基準を示す情報がなく、用具の選定など、要件を見直すための判断が難しいことから、多くの自治体において見直しが進んでいないといった回答も多くございます。

今後、町におきましては、他の市町の取組状況やニーズの把握に努めるなど、障害のある方が安心した生活が送れるよう調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長【中川達君】 米田議員。

○3番【米田一香君】 終わります。

ありがとうございました。



○散 会

○議長【中川達君】 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日の本会議は午前10時から開き、引き続

き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

皆さん、ご苦労さまでございました。

午後3時23分散会